

ひとがつながり みんなでつくる

やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都

－京都市人権文化推進計画【改訂版】(最終案)－



令和 2 年 3 月



京都市
CITY OF KYOTO

表紙のイラストは，平成３１（２０１９）年４月に京都市文化市民局共生社会推進室が発行した人権啓発ポスター※のデザインを基にしています。

※（『共に生きる 次時代のあたりまえ』をキーワードに，いわゆる人権三法（「障害者差別解消法」，「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消法」）に係る各人権課題と，ＬＧＢＴ等の性的少数者を主なテーマとしたもの）

目 次

第 1 章 基本的な考え方

1 人権の基本的な考え方	… 1
2 計画の位置付け及び計画期間	… 2
3 計画の目標～10年後の目指す姿	… 3
4 人権施策の分類	… 3
5 人権施策の基本理念と基本方針	… 3

第 2 章 各重要課題について

・ 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり	… 5
・ 子どもを共に育む社会づくり	… 8
・ 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり	… 12
・ 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり	… 15
・ ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組	… 20
・ 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重	… 22
・ 安心して働き続けられる職場づくり	… 24
・ 感染症患者等の人権尊重	… 26
・ 犯罪被害者等の人権尊重	… 28
・ 刑を終えて更生を目指す人	… 30
・ ホームレスの人権尊重と自立支援	… <u>31</u>
・ 高度情報化社会における人権尊重	… <u>33</u>
・ L G B T等の性的少数者の人権尊重	… <u>35</u>
・ 様々な課題	… <u>37</u>

第 3 章 人権施策の推進

1 教育・啓発	… <u>38</u>
2 保障	… <u>43</u>
3 相談・救済	… <u>43</u>

第 4 章 計画の推進

1 推進体制と職員研修	… <u>45</u>
2 関係機関、関係団体等との連携	… <u>45</u>
3 進行管理と評価	… <u>46</u>

資料編

1 「京都市人権文化推進計画」改訂版の策定経過	… <u>49</u>
2 京都市人権文化推進懇話会委員名簿	… <u>50</u>
3 パブリックコメントについて	… <u>51</u>
4 人権に関する市民意識調査の結果について	… <u>52</u>
5 人権をめぐるこれまでの動向	… <u>57</u>

第1章 基本的な考え方

千年の時を超えて都であり続けた京都は、常に海外をはじめ外部から人や文化を受け入れながら、町衆をはじめ、王朝、社寺、武家など多様な文化を築くとともに、様々な立場の人々がたくましく生き抜き、文化の創造と経済の発展に寄与した足跡が残る、人権文化の伝統が歴史の中に脈々と息づくまちです。

「人権の世紀」と言われる21世紀。京都市では、来るべき東京オリンピック・パラリンピック等の開催を踏まえ、「安心安全に、やさしさあふれるおもてなしのまちづくり」を進めています。その基盤となるのが、住む人や国内外から訪れる人、全ての人々にとって人権が尊重されるまちであることです。

今後、更に進むと予想される少子高齢化、国際化、情報化等の社会状況の変化にも的確に対応しながら、まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまち・京都を、市民みんなの力でつくるために、この計画を定めました。ここでは、計画の基本的な考え方について掲げます。

1 人権の基本的な考え方

(1) 個人の尊厳を守り、可能性を伸ばす ～かがやく～

- ・ 人は、ひとりひとりかけがえのない存在として、多様な個性や可能性を持って生まれてきます。
- ・ 人権とは、人間の尊厳に基づく権利として、社会を構成する全ての人々が生きることと自由を保ちながら、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。
- ・ 言い換えると、人がどのような状況にあっても、人としての尊厳を守り、その可能性を最大限に伸ばし、輝いていくことと言えます。

(2) 互いの人権の尊重 ～つながり、わかりあう～

- ・ 人権は、個人の尊厳と可能性に関わるものであり、誰もが等しく持つものです。
- ・ 人権尊重の考え方が社会に根付くためには、人々が、つながりを持ち、互いの人権を尊重することの重要性について、理性と感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任の自覚と、自分の人権と同様に他人の人権も尊重することが互いを分かち合うことにつながります。

(3) 人権の普遍性と日常性 ～たすけあう～

- ・ 人権は、誰もが等しく持っており、全ての市民にとって同じように意味があるものですが、人権が十分に保障されているとは言えない人々や人権問題の解決に取り組んでいる人々と、人権を意識せずに日常生活を送っている人々の間には、人権に対する意識のずれが生じていることが考えられます。
- ・ 本来、人権は、市民ひとりひとりにとって身近なものであり、改めて人権が全ての人々にとって普遍的なものであるという認識に立ち返ることで、人権問題が社会全体の問題と

して位置付けられ、依然として状況の改善を必要とされている人々の問題の解決に向けての力になると考えられます。

- ・ さらに、他者の人権のために自分は何ができるのかという考え方や、将来の人の人権をも尊重するという視点を持てば、人権は、環境や平和の問題をはじめ、社会をより良いものに発展させていくこととつながっているということができます。
- ・ また、身近な生活の場面において、例えば、勤労の権利や財産権をはじめ、交通機関による移動、新聞等による情報の入手、様々な意見の表明などは全て人権に関わるものであると言えます。
- ・ 人は互いに助け合い、人権が守られることによって、自分らしく幸福な日常生活を送ることができるということを改めて認識する必要があります。

2 計画の位置付け及び計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、全市的な市政の基本方針である「京都市基本構想」、その具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」に基づく分野別計画として、本市が人権施策を推進するうえでの基本的な考え方等を示すものです。

本計画を着実に推進することで、「誰ひとり取り残さない」という人権尊重を基本理念とするSDGsの達成に貢献していきます。

人権と「SDGs」

SDGs(Sustainable Development Goals)は、平成27(2015)年9月の国連において気候変動、自然災害、生物多様性、紛争、格差の是正などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた国際目標(17の取組目標と169のターゲット)です。

持続可能な社会を目指したもので、「誰ひとり取り残さない」を理念としています。

暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う「人権文化の息づく」まちづくりは、「SDGs」の理念と共通しています。



(2) 計画期間

平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間

- ・ なお，社会状況等の変化に対応するため，必要に応じて見直すものとします。

3 計画の目標～10年後(令和6(2024)年度)の目指す姿

計画期間である10年後に，次のような社会を目指します。

- 市民や企業・団体等が，人権文化の息づくまちを目指して，家庭，地域，職場等において，自らが行動する社会
- ひとりひとりが可能性を伸ばし能力を発揮することができる機会が保障され，また，そのために互いを認め合い，つながりを持ち，支え合う社会
- 人権に関わる問題が発生した場合に，市民が安心して相談をすることができ，また，救済を受けられる体制が整備されている社会

4 人権施策の分類

本計画では，人権文化の息づくまちづくりに必要な施策を，以下の三つに分類し展開します。

- (1) 人権尊重の精神のかん養及び理念の普及等を行う「人権教育・啓発」
- (2) 人権を十分に享有できなかったり，侵害されるおそれがある状況をソフト・ハードの両面において改善を図る「人権保障」
- (3) 実際に人権が侵害された場合に相談等に適切に対応するための「人権相談・救済」

5 人権施策の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

ひとがつながり みんなでつくる

やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都

- ・ 京都は，これまでからひとりひとりの人権が尊重され，いきいきと暮らせるまちを目指して，市民等と行政の協働の下，人権課題に取り組み，大きな成果を挙げてきたまちです。
- ・ これまで積み上げてきた成果を更に発展させ，新たな課題に対しても果敢に取り組み，「ひとりひとりが，互いに認め合い，つながりを持ち，支え合いながら，安心安全に，笑顔で楽しく暮らし，働き，学び，観光できる，やさしさあふれる，おもてなしのまち」，すなわち「人権文化の息づくまち・京都」を，みんなの力を合わせてつくっていきます。

(2) 基本方針

ア 市民との協働による人権文化の土壌づくり

- ・ 人権に関わる課題を解決していくためには、市民、企業、団体、NPO、関係機関、本市等それぞれによる主体的な取組と連携が必要です。市民等との協働により、社会の中に人権文化を根付かせ、人権侵害を許さない土壌づくりを進めます。
- ・ 今日、高齢者の単身世帯や、長期化・高齢化により、子ども・若者だけにとどまらない課題となっているひきこもり、子育て・介護等を一人で担い疎外感を深める人など、適切な支援につながらず、社会や地域から孤立しやすい人の増加が懸念されています。いわゆるごみ屋敷問題においても、地域社会における孤立が背景となっている場合があります。人権文化の土壌をつくることは、このような孤立しやすい人に気づき、見守り、つながりを持ち、支え合う意識と行動につながるものと言えます。
- ・ また、京都市では、いつまでも安心・安全に住み続けられることができ、また、国内外の観光客を温かくお迎えするなど、市民ぐるみで様々な取組を進めています。人権文化の土壌づくりは、あらゆる分野でのまちづくりを進めるうえで、豊かな地域社会をつくる基盤になるものと考えます。

イ 人権尊重の理念を基調とした行政の推進

- ・ 人権は全ての人々にとって普遍的なものであり、京都に暮らす全ての市民と京都を訪れる人が等しく持っているという認識の下、京都市は、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調として進めます。
- ・ 多岐にわたる行政分野それぞれにおいて、個人の尊厳が守られているか、社会参加を阻害している要因がないかなど、常に人権の視点から点検し、施策を進めます。

ウ 社会状況に対応した戦略的な人権施策の推進

- ・ 社会状況等の変化に常に注意を払いながら、長期的な課題と短期的な課題の整理、状況に応じた取組の優先順位の検討など、施策全体を戦略的に推進します。
- ・ 昨今の社会の動きを見ると、今後、（１）少子化・高齢化・単身化の進行、（２）グローバル化の進展に伴う外国人・外国籍市民の増加、（３）低経済成長時代や働く環境の変化に伴う所得格差の顕在化、貧困の問題、（４）ソーシャルメディアやスマートフォンの普及など情報通信技術（ICT）環境の急激な変化などが想定されます。これらの進展に伴い、新たな人権上の課題が生じることも考えられることから、動向を注視しながら、必要な場合には新たな施策の実施も含め、適切な対応を図ります。

エ 各部局の連携による総合的な人権施策の推進

- ・ 各人権課題の解決のためには、関係する様々な行政分野からのアプローチが必要であり、人権施策全体の効果を十分に挙げるため、関係部局間の縦割りを排除し、緊密な連携の下、施策を融合させながら、総合的に取組を進めます。

第2章 各重要課題について

人権に関わる各重要課題について、各分野別の計画等に基づき、市民等と共に、各部局連携の下、解決に向け取り組みます。前計画に掲げていた課題に加え、昨今の社会状況を踏まえ、新たに「安心して働き続けられる職場づくり」、「犯罪被害者等の人権尊重」、「高度情報化社会における人権尊重」、「刑を終えて更生を目指す人」、「L G B T等の性的少数者の人権尊重」の項を設けました。

ここでは、それぞれの主な課題と今後の施策の在り方を掲げるとともに、日常生活の中で人権に関わる課題が生じた場合の相談先等を紹介します。

【女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり】

女性、男性が共に等しく個人として尊重され、あらゆる場において共に責任を担いつつ、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、雇用・意思決定の場・家庭生活などへの男女の均等な参画を促進するとともに、重大な人権侵害であるDV等の根絶に向けた取組を進めます。

1 主な課題

- ◆ 女性の就業率（約7割）は近年著しく上昇しているものの、出産・育児などで就業を中断することなどにより、非正規雇用に就きがちな就業構造があり、また、企業等において管理職等に占める女性の割合も依然として低い状況です。このため、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図ることが必要です。
- ◆ DV（ドメスティック・バイオレンス）相談件数はここ数年全国的にも高水準で推移しており、引き続き未然に防止するための啓発や被害者の意思を尊重したうえで、自立のための情報提供や心理的ケアなど、様々な支援に総合的かつ迅速に取り組むことが必要です。
- ◆ また、重複して発生するDVと児童虐待の関係性に留意し、適切に対応していく必要があります。
- ◆ セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）については、法制度や相談体制が整備されてきているものの、依然として多くの相談事例があり、防止のための事業主の更なる意識改革が必要です。

2 今後の施策の在り方

ひとりひとりの人権を尊重することを基礎としながら、性別にとらわれず、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指して、「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保」、「意思決定の場への男女の均等な参画の推進」、「家庭生活における男女共同参画」などの取組を進めるほか、「DV対策の強化」を重点分野として位置付けて積極的な取組を進めていきます。

また、その中では、社会的・文化的に形成された性差（ジェンダー）に基づく固定的な役割分担等にとらわれない視点も必要です。

（DV対策）

- 京都市DV対策基本計画に基づき、DV対策をより一層総合的かつ計画的に推進
- DVやセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、女性の人権尊重に向けた広報・啓発の強化、相談の充実及び関係機関等との連携による被害者への支援

- DVの男性被害者や加害者に対する相談窓口の周知の強化
- デートDV等，若年層を対象とする予防啓発の拡充
- DV対策と児童虐待対策との連携強化

（女性活躍の推進）

- 経済団体等と行政が連携して設置した「輝く女性応援京都会議」の下，企業における取組支援，各種研修など，女性活躍の取組を推進
- 家事・子育て・介護等の家庭生活における男性の主体的な参画の促進

（雇用・意思決定）

- 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等を図るため，事業者に対する広報，啓発活動の積極的な推進及び事業者の自主的な取組を促進
- 男女があらゆる分野での政策・方針等意思決定に参画できるよう，具体的な登用計画の策定に基づく市の附属機関等における女性委員の登用の推進，企業，各種団体等の取組の支援
- 就職，再就職，就業継続等の女性のニーズに応じた職業能力の開発支援や就業環境整備，就業支援の推進

（啓発・広報）

- 男女共同参画の理念等についての広報・啓発活動，相談事業の積極的な推進，市民等の自主的な取組の支援

（保育・学校教育）

- 全ての子どもが，男女を問わず等しく個性ある人間として尊重され，ひとりひとりが自己の能力を十分発揮できる資質や能力の基礎を培う取組の推進
- 保育・教育活動の中に，性別による固定的な役割分担を反映した慣行や子どもたちへの関わりが残されていないかの点検・改善
- 男女平等に関わる教育の一環として，学校・家庭・地域の連携の下，子どもたちの性に関する意識や実態に即した教育の推進

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

◆ DVかもしれないと感じたら…

⇒ 京都市DV相談支援センターに相談してください。

◆ 身の周りで，男性だから？女性だから？と疑問に思ったら…

⇒ 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）では女性・男性のための相談窓口を設けています。

性別による人権侵害等については，京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）に相談してください。（京都市男女共同参画苦情等処理制度）

◆ セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)を受けたら…

⇒ お勤め先の相談部署に御相談ください。

また、京都労働局や京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）でも、相談をお受けします。

※ 京都地方法務局において実施している職員及び人権擁護委員による「女性の人権ホットライン相談電話」でも上記事例の相談をお受けしています。

【用語説明】

・ DV

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）の略。配偶者や恋人など親密な関係の中で起こる暴力で、その多くは男性から女性に対して加えられている。身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力なども含まれる。

・ セクシュアル・ハラスメント

職務上の地位を利用して、性的言動によって相手の望まない行為を要求したり、身体的な接触を強要したり、それを拒んだ相手に対して不利益を与えたりする「性的嫌がらせ」をいう。＝「対価型」セクシュアル・ハラスメント

意に反する性的な言動により、職員の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、職員が就業するうえで看過できない程度の支障が生じることをいう。＝「環境型」セクシュアル・ハラスメント

・ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性差」のこと。人間には生まれつきの生物学的性差（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性差」（ジェンダー／gender）という。

・ 輝く女性応援京都会議

京都における女性活躍の加速化に向けて、平成27（2015）年3月に経済団体、労働団体、行政等が連携してオール京都体制で取組を推進するために発足（事務局：京都府、京都市、京都労働局、京都商工会議所）。

【関連する主な分野別計画等】

・ 京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」

・ 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画

【子どもを共に育む社会づくり】

「子どもを共に育む京都市民憲章(平成19(2007)年2月5日制定, 愛称: 京都はぐくみ憲章)」及び「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例(平成23(2011)年4月施行, 以下「推進条例」という。)」に基づき, 取組の充実を図るとともに, 「京都市いじめの防止等に関する条例」に基づき, いじめ防止等に関する様々な施策を総合的に推進しています。

また, 「子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり」, 「児童虐待対策の推進」などの取組を進めるとともに, 更に充実を図ります。

1 主な課題

- ◆ 少子化の進行, また, 地域の共同関係の希薄化などによる子育ての孤立化が課題となる中, 子育てに対する不安や負担感, 孤立感を感じている人も少なくありません。
- ◆ 児童虐待相談・通告件数は増加の一途をたどっていることから, 支援体制の強化及び充実を図る必要があります。
- ◆ 小中学校における, 不登校やいじめ問題についても, 引き続き憂慮すべき現状があります。
- ◆ 社会生活を営むうえでの困難を有する子ども・若者の社会的自立の遅れは社会問題となっています。
- ◆ ひとり親家庭では, 経済的に厳しい家庭が多いほか, 経済状況にかかわらず, 子育てと生計の維持を保護者一人で担い, 育児・家事の負担等から, 子育てに課題を抱えやすい状況にあり, きめ細かな支援が必要です。
- ◆ 貧困家庭等の子ども・若者への支援をはじめ, 真に支援を必要とする子ども・若者への取組を進めることで, 健やかな学び・育ちを保障していく必要があります。
- ◆ また, 暴力行為等の問題行動, わいせつ被害など子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題の発生に加え, S N S 等への不適切な書き込みや画像送信などのいわゆるネットいじめ, スマートフォン等の危険性や生活習慣の乱れにつながる依存性の問題など依然憂慮すべき状況が続いています。

2 今後の施策の在り方

京都のまちがこれまで培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力を最大限に活用し, 子どもを健やかかつ心豊かに育む社会を築いていくため, 「京都はぐくみ憲章」や「推進条例」等に基づく実践を展開し, 家庭, 地域, 学校, 企業など社会のあらゆる場に広げるとともに, 子どもの人権と幸せを第一に考え, 子どもにとって最善の利益を追求する取組を進めます。

また, 平成25(2013)年に制定された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ, いじめの未然防止及び早期発見, 迅速かつ適切な対応並びにいじめの再発防止のための取組を総合的かつ効果的に推進する「京都市いじめの防止等に関する条例(平成26(2014)年10月10日施行)」に基づき, 市民ぐるみで, 子どもが安心して生活し, 学ぶことができる環境の実現を図ります。

（京都はぐくみ憲章の推進）

- 憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透し、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政など、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がっていくよう施策を展開

（児童虐待対策の推進）

- 児童相談所及び各区役所・支所子どもはぐくみ室をはじめとした関係機関の対応力とネットワークを強化するとともに、多様な関係機関が連携して家庭支援を行う仕組みづくりの推進
- 子育てへの不安や負担感、孤立感を持つ家庭に対して、子育てに関する相談、情報、交流の場の提供など、児童虐待未然防止の取組の充実
- 日常的に子どもに接する立場にある学校・幼稚園・保育園（所）・認定こども園職員による、「虐待」や「虐待の兆候」の早期発見とPTAや地域諸団体等との連携による「予防的啓発」の徹底
- 各区役所・支所と児童相談所等支援機関、DV相談支援センターの連携強化
- 児童虐待に対する認識及びその防止、特に児童虐待を受けた又は受けたとされる児童を発見した場合に速やかに児童相談所へ通告することの重要性等について市民の意識の向上を図るため、様々な媒体を利用した広報啓発活動の推進

（不登校、いじめ、問題行動）

- 「京都市いじめの防止等に関する条例」と「京都市いじめの防止等取組指針」などに基づき、いじめの防止等の取組の推進
- スクールカウンセラーの全市立小・中・高・総合支援学校への配置や社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカーの活動、市立中高生向けのSNSを活用した相談窓口の開設など、子どもに対する心のケア、教育相談体制の充実
- 問題行動や不登校等の課題解決に向けた学校・家庭・地域が連携した取組の推進
- 子どもの規範意識を育み、いじめや問題行動の改善を目指す非行防止教室を警察と連携して推進するとともに、児童相談所、家庭裁判所等関係機関と連携し、問題行動対応、立ち直り支援等の推進
- 不登校の子どもたちが学校外で学習活動等を行う教育支援センター「ふれあいの杜」の開設、不登校を経験した子どもたちのための特例校「洛風中学校」・「洛友中学校」の設置、フリースクール等民間団体との連携事業の実施

（社会生活を営むうえでの困難を有する子ども・若者への支援）

- 社会生活を営むうえでの困難を有する子ども・若者に対しての、「子ども・若者総合相談窓口」、「子ども・若者支援地域協議会」等の取組を中心とした、教育、福祉、保健、医療、雇用等の幅広い関係機関の連携による、早期からの総合的・継続的な支援の推進

（ひきこもり）

- 長期化・高齢化により、子ども・若者だけにとどまらない課題となっていることを踏まえた、ひきこもり支援のしくみの再構築
- 年齢や施策ごとに分かれているひきこもりの相談窓口を一つにまとめることによる支援の入口の明確化
- 多様化・複合化した課題を抱える当事者や家族への年齢を問わない伴走型支援の充実

（子育て支援ネットワークの充実）

- 子育てを支え合う地域社会の構築を目指し、子どもや子育てに関わるネットワークを一層強化・発展させていく取組の推進

（子育て家庭への支援）

- 子育てに対する孤立感・負担感から、児童虐待に至るなどの事態もあることから、行政施策等による支援の継続的实施と支援が必要な世帯の利用につなげていく取組の推進
- 男女が共に子育てと仕事の両方を大切に、母親に負担が集中している現状を改善するため、働き方の見直しや男性の子育てを促進する取組の推進
- 職場における子育てへの理解・協力の促進や地域による子育ての支援などにより、子どもを持つ親の不安感、負担感、孤立感を解消し、子育てに喜びを感じられる社会環境を醸成する取組の推進
- 子育て家庭共通の支援施策に加え、ひとり親家庭や貧困家庭等の子ども・若者など固有の課題やニーズのある家庭に対する、ニーズに応じたきめ細かな支援の推進

（子育てを支え合える地域社会づくり）

- 社会福祉協議会、民生児童委員、PTA、京都市ぐくみネットワーク、その他多くの地域団体が行う子育て支援活動を核として、地域全体で子ども・子育てを温かく見守り、つながりを持ち、支え合う風土づくりと共に、より広範な地域住民が子育て支援に参画できるよう一層の取組の推進

（携帯電話・スマートフォン・インターネット）

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に定める施策を推進するとともに、携帯電話・スマートフォン・インターネットの危険性や依存性について携帯電話会社やPTA、家庭との連携の下、子どもの実態を踏まえた取組の推進

（安全教育）

- 学校の安全管理体制を一層充実するとともに、ICT機器の活用等により安心安全に関する情報を発信するなど、学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの安全」の推進
- 身の周りに起こり得る危険を予測する学習を通して自分の行動を見直し、交通事故をはじめとするあらゆる事故等を未然に防ぐ能力や態度を育成する取組の推進

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

◆ 近所に子どもへの虐待が疑われる親子がいた場合、どこに相談や通報をしたらよいのか…

⇒ 京都市児童相談所にて「子ども虐待SOS 専用電話」を設置して、365日、24時間対応で相談、通報を受け付けています。これって虐待かな？と感じたら迷わず連絡してください。匿名でも構いません。秘密は守ります。

◆ 子育てについて不安や孤立感を感じている…

⇒ ひとりで悩まないで気軽に御相談ください。

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館や京都市教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）、児童相談所・第二児童相談所、各区役所・支所子どもは

ぐくみ室において、相談を行っています。また、京都市PTA連絡協議会と子ども若者はぐくみ局の共同事業として、「親と子のこころの電話」を受け付けています。

◆ ひとり親家庭の相談場所がわからない…

⇒ 京都市ひとり親家庭支援センター（愛称：ゆめあす）に気軽に御相談ください。

「ゆめあす」は、ひとり親家庭と寡婦の皆様の自立と生活のための相談・支援を行う総合拠点です。生活・お仕事の相談や、これからのことなど、困り事があれば一人で悩まず御相談ください。また、就職や生活に活かせる講習会やセミナーのほか、情報交換の場として、楽しい催しや行事も行っています。

◆ 子どもがいじめを受けているが、どうすればよいか分からない…

⇒ 通学されている学校の先生や教育委員会に御相談ください。

教育委員会では、「こども相談24時間ホットライン」を開設し、365日、24時間体制で電話相談を行っています。また「いじめメール相談」を開設し、メールによる相談も行っています。

◆ 学校を卒業した子どもが就業しておらず、どうすればよいか分からない…

⇒ 京都市中央青少年活動センターに「子ども・若者総合相談窓口」を設置しており、ニートなどでお悩み子ども・若者やその御家族からの相談をお受けしています。

※ 京都地方法務局において実施している職員及び人権擁護委員による「子どもの人権110番相談電話」でも上記事例の相談をお受けしています。

【用語説明】

・ 社会福祉協議会

社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的団体として規定されている。京都市では、社会福祉法人として京都市社会福祉協議会のほか各区社会福祉協議会が、任意団体として学区社会福祉協議会が組織されている。

・ 民生児童委員（民生委員・児童委員及び主任児童委員）

厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員であり、住民の福祉相談・情報提供などを職務としている。民生委員は、地域の児童分野についての相談・援助活動にあたる児童委員を兼ね、特に子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する委員は、主任児童委員として厚生労働大臣から指名される。

【関連する主な分野別計画等】

・ 子どもを共に育む京都市民憲章

・ 京都市はぐくみプラン

京都市はぐくみ憲章

～ 子どもを共に育む京都市民憲章 ～



わたしたちは、

- 子どもの存在を尊重し、かけがえない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日（育児ニゴニコ笑顔の日）制定
3月13日 京都市会が憲章推進を決議

【高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり】

高齢者の尊厳が保たれ、心身共に健康で充実した「幸」齢期を送ることができ、高齢者ひとりひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなで作ります。

1 主な課題

- ◆ いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年に向け、高齢化の加速度的な進展が見込まれている中、長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えて支え合う意識の共有を図る必要があります。
- ◆ 増加が見込まれる認知症やひとり暮らし高齢者等の要援護高齢者が孤立しない環境づくりや虐待の早期発見、早期対応に努める必要があります。

2 今後の施策の在り方

「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7（2025）年を見据え、市民ひとりひとりに対し、長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えてつながりを持ち、支え合う意識の共有を図るとともに、認知症やひとり暮らし高齢者等の要援護高齢者を支援するため、認知症施策や権利擁護の充実に加え、ひとり暮らし高齢者等の地域における見守り等の一層の推進により、高齢者ひとりひとりが、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域ぐるみで連携して助け合い、支え合うまちづくりを進めます。

（虐待）

- 各区役所・支所、地域包括支援センター、地域の関係者や介護サービス事業者等が一体となった地域の高齢者への権利侵害の早期発見、早期対応する取組の推進
- 緊急時に一時的に避難できる場所の確保や、施設・事業所における虐待防止の徹底、虐待に関する啓発・研修会等の実施

（権利擁護）

- 成年後見制度を必要とする方の発見から利用まで一貫した支援の実施や、市民後見人の養成による後見人の確保と制度の一層の利用促進

（認知症施策）

- 認知症に関する知識や正しい理解の更なる普及及び認知症高齢者や家族が地域社会から孤立しないための啓発活動の推進
- より身近な地域で認知症に関する専門的な相談が受けられる機会を充実し、認知症予防を図るとともに、医療と介護の連携による認知症の早期発見・早期相談・早期診断に向けた体制構築の推進
- 認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携強化

(介護サービス)

- 介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいでの生活が継続できるよう、在宅生活を支えるための居宅系サービス及び地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの整備推進
- 特別養護老人ホーム入所者のその人らしい生活の尊重と継続を図るための個室・ユニットケアの推進

(見守り)

- 高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域全体で見守り、支援するためのネットワークづくりの推進

(消費者被害の防止)

- 出前講座等による被害予防の周知や、被害のあった方を適切に相談窓口等につなぐために、各地域での福祉、消費者行政、その他関係機関で相互に情報交換や連携を図るためのネットワークづくりの推進

(社会参加)

- 高齢者のライフスタイルに応じた生きがいづくりを支援するため、高齢者の多様性・自主性を尊重しながら、高齢者の知恵や経験、技能を、社会の様々な分野にいかす担い手づくりとしての取組の推進

(世代を超えて支え合う意識の共有)

- 世代を超えて支え合う意識の共有を図るため、多世代が交流できる身近な場の提供
- 本市や民間団体等が開催するイベント等において、多世代が参加し、交流を図る取組を進めるなど、様々な機会を通じた市民への啓発の推進
- 高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、自己実現できる社会の実現のため、高齢者の人権について市民ひとりひとりが自ら考える機会の提供等による意識啓発の推進

(学校教育)

- 生活科や総合的な学習の時間での高齢者との交流や伝統文化、福祉をテーマにした学習の推進
- 中学生が高齢者福祉施設を含む様々な事業所で職場体験・勤労体験を行う「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業等を実施

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

◆ 高齢者の介護や認知症について困っている…

⇒ 京都市長寿すこやかセンターでは、高齢者や御家族の方からの各種相談をはじめ、高齢者に係る虐待をはじめとした権利擁護についても御相談いただけます。

◆ 認知症のため介護サービスを利用したいが自分で契約できないので、成年後見制度を利用したい…

⇒ 京都市成年後見支援センターに御相談ください。

◆ 高齢者を狙った不審な勧誘や悪質商法などの消費者トラブルで困っている…

⇒ 京都市消費生活総合センターに御相談ください。

【用語説明】

・ 要支援高齢者

日常生活を営むうえで何らかの介護や支援を必要とする高齢者。

・ 権利擁護

自己の権利やニーズを表明することが困難な者の権利やニーズを援助者が代弁することを通じて、当事者の権利やニーズの獲得を行うこと。

・ 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者を介護・福祉・健康・医療の面から総合的に支援するために、京都市が委託して運営している公的な相談窓口。

・ 成年後見制度

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などに代わって、不動産や預貯金の管理など、被後見人の財産の計画的かつ適正な管理（財産管理）や、介護サービスや施設入所契約の締結等、被後見人の生活や健康、療養等の手続（身上監護）などを支援する制度（同制度は、大きく分けて、法定後見と任意後見という2つの制度がある。また、法定後見制度には、本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型がある）。

・ 特別養護老人ホーム

入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。

【関連する主な分野別計画等】

・ 京都市民長寿すこやかプラン

・ 京都市消費生活基本計画

【障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり】

障害のある人への理解促進や権利擁護の推進，社会参加できる環境づくり，相談支援体制の強化等を進め，障害のある人もない人も，全ての人々が違いを認め合い，つながりを持ち，支え合うまちづくりを推進します。

1 主な課題

- ◆ 当事者の高齢化及び障害の重度化並びに介助者の高齢化に伴う様々な支援のニーズに合った対応が求められるとともに，障害のある人が地域で自立した生活を営み，社会の様々な分野の活動に参加できるよう，権利擁護を推進していく必要があります。
- ◆ 障害に関する知識や理解の不足，意識の偏り等を起因として差別的な対応の事例が見受けられます。障害や障害のある人に対する理解や啓発の更なる充実とともに，「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）の考え方の浸透が求められています。
- ◆ 道路や建築物等のバリアフリー化を進めてきましたが，社会的障壁の除去及び共生社会の実現に資するよう，更なる取組の推進が求められます。
- ◆ 障害者権利条約の締結や障害者差別解消法の施行を踏まえ，障害の「社会モデル」の考え方の下，障害者差別の禁止や合理的配慮の提供に係る取組を社会全体で推進していく必要があります。

2 今後の施策の在り方

全ての障害のある人が，障害のない人と等しく，基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ，その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し，社会を構成する一員であるという視点の下，障害を理由とする差別を解消し，障害のある人もない人も，全ての人々が違いを認め合い，つながりを持ち，支え合うまちづくりを推進します。

（障害者虐待の防止）

- 虐待があった場合の被虐待者やその養護者への支援
- 障害福祉サービス事業所等で障害者虐待があった場合の被虐待者への支援と事業者への指導実施
- 虐待防止に係る周知・啓発に努めるとともに，相談支援事業者等で構成する専門部会における具体的な事例検討や市民啓発，事業者への研修の実施

（障害のある人の権利擁護の促進）

- 障害を理由とする差別に関する相談への的確な対応
- 障害者差別解消支援地域協議会の運営や相談対応事例の周知等の取組の推進
- 障害のある人の権利擁護を推進するためのネットワークの構築
- 知的障害や精神障害のある人の権利が守られ，住み慣れた地域で安心して生活できる社会を築くため，成年後見制度や，福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業の利用促進

（精神障害のある人が安心して暮らせるまちづくり）

- 精神疾患や精神科医療の正しい知識の普及啓発
- こころのふれあい交流サロン等精神障害のある人の地域生活を支えるための支援の充実
- 社会的入院者等への退院に向けた地域移行・地域定着支援の推進
- 精神科病院への実地指導の実施,精神医療審査会の開催等による人権に配慮した適正な精神科医療の確保及び推進

（障害のある人の就労支援）

- 福祉・教育・労働関係機関や企業,行政等の連携により,障害のある人が,生きがいと希望を持って働き続けることができるような就労支援の推進
- 企業等における障害のある人の積極的な雇用促進や職域の拡大,障害特性への理解や職場における合理的配慮の提供等の障害のある人もない人も共に働くことのできる環境づくりを促進するための啓発の促進
- 障害のある人に対して,伝統産業や農業分野における担い手として就労機会を提供し,社会参画を促進する伝福連携や農福連携の推進

（発達障害のある人及びその家族への支援の充実）

- 発達障害のある人と家族が地域で安定した生活を送ることができるよう,発達障害者支援センター「かがやき」において相談支援,発達支援,就労支援及び普及啓発・研修の4機能の事業を展開

（相談支援）

- 地域での相談の強化のために,地域の相談支援体制の充実と相談支援の質的向上

（ユニバーサルデザイン・まちづくり）

- 誰もが障壁を感じることはない生活環境をつくることを目指した「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づく取組の推進
- 建築物,公共交通機関,道路,公園等を安全かつ円滑に利用することができるよう施設や設備,情報提供等におけるバリアフリー化を一体的に推進
- 全ての人々が社会で活動しやすい環境づくり,またその重要性について理解を深め,自然に支え合うことができる「こころのユニバーサルデザイン（バリアフリー）」の推進

（社会参加・交流の促進）

- 障害のある人となない人の協働と交流の促進,地域の人々との触れ合いやボランティア活動による支援が広がるような取組の推進
- 手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助員の派遣や,点訳奉仕員・音訳奉仕員・手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助員の養成講座等の実施
- 障害のある人がスポーツを楽しめる場の提供や障害者スポーツの裾野を広げる取組の推進

- 障害のある人が芸術活動を通して社会参加できるよう、障害のある人の創作活動を支援する担い手の育成や、芸術作品の発表の場の確保等の取組を推進
- 「手話言語条例」に基づき、手話に対する理解促進及び手話の普及等の推進

(啓発)

- 障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある人に関する理解を促進するため、幅広い啓発活動を推進
- 「障害者差別解消法」に定められた「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供やこれを的確に行うための「環境の整備」の必要性への理解を深める啓発活動の推進

(保育・学校教育)

- インクルーシブ教育の理念の下、子どもや保護者の願いと教育的ニーズを踏まえたきめ細かい就学相談の実施や支援体制の構築
- LD（学習障害）等の支援の必要な子どもの特性や必要な配慮等の情報を、就学前施設から小学校に伝える「就学支援シート」の充実を図り、障害のある子どもへの切れ目のない支援を実施
- 就学前児童の保護者や就学前施設等の関係者への京都市の総合育成支援教育についての情報提供や啓発の実施
- 小・中学校の育成学級、総合支援学校等に在籍する障害のある子どもたちや、普通学級で支援を必要とする子どもたちについて、家庭との連携の下、障害の状態や特性を踏まえて学習上・生活上の課題を明確にし、指導の目標や内容を定め、全教職員が共通認識を持って一貫性ある組織的指導を実施
- 全総合支援学校に設置している「育（はぐくみ）支援センター」における、総合育成支援教育についての相談・支援体制の充実
- 企業就職を希望する生徒や保護者のニーズに応えるため、総合支援学校高等部において、働くための知識や技術と共に意欲向上につながる取組の充実

(共生社会の実現に向けたネットワークの充実)

- 障害当事者、その家族、事業者、市民、学識経験者等で構成される審議会等を通じて、市民等から意見聴取しながら取組を推進

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

◆ 障害のある人の状況を分かってくれる人に悩みごとを相談したい…

⇒ 京都市では、各障害種別（※）の障害者相談員を市内に配置しています。詳しくは、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室へお問い合わせください。

※ 視覚，聴覚，難聴，音声，肢体，重度，心臓，腎臓，呼吸器，ぼうこう・直腸，肝臓，知的，精神，高次脳機能，発達の各種別

⇒ また、関係機関・団体により相談窓口がありますので御利用ください。

身体障害のある方：公益社団法人京都市身体障害者団体連合会

知的障害のある方：一般社団法人京都手をつなぐ育成会

精神障害のある方：公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会

発達障害のある方：京都府自閉症協会

◆ 障害のある子どもの教育のことについて相談したい…

⇒ 総合支援学校に設置している「育（はぐくみ）支援センター」や「障害のある子どもの教育電話相談」において相談を行っています。

なお、障害のある子どもの就学については、お住まいの地域の市立小学校（中学生の場合は中学校）に御相談ください。

【用語説明】

・ バリアフリー

障害のある人等が日常生活や社会生活を営むうえでの様々なバリア（障壁）となるものを取り除くこと。

・ 知的障害

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力，理解・思考・判断など）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（１８歳以下）に現れる。知能指数（ＩＱ）を基準に使い，軽度・中等・重度・最重度に分けられる。

・ 精神障害

統合失調症，気分障害，てんかん，頭部外傷，薬物による中毒等のために，意識，記憶，感情，思考，認知，行動といった機能が障害され，社会生活に支障が出ている状態。

・ 社会的入院者

精神的症状が一定改善しているものの，生活支援等が十分でないため，入院を継続せざるを得ない者。

・ 発達障害

自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害（ＬＤ），注意欠如・多動性障害（ＡＤＨＤ）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

・ ユニバーサルデザイン

年齢，性別，国籍，文化，心身的能力や状態といった人の様々な特性や違いを超えて，全ての人に配慮したまちづくりやものづくり，情報やサービスの提供を進め，誰もが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方。

・ インクルーシブ教育

障害の有無にかかわらず子どもたちが共に学ぶ教育。障害のある子どもが教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念である。

・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28（2016）年4月施行）

「障害」は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているとする「社会モデル」の考え方の下、障害のある人が障害のない人と同じようにサービスの提供などを受けることができるよう、行政や民間事業者等が、「不当な差別的取扱い」をしないこと、「合理的配慮」を行うことなどを定めた法律。

・ 不当な差別的取扱い

障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。

・ 合理的配慮

様々な場面で、障害のある人から何らかの意思表示があった場合に、「社会的障壁」（バリア）を取り除くために必要となる配慮。

・ 社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を送るうえで支障となるもので、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を意識しない習慣、障害に対する偏見など。

なお、障害の種類、程度等により、また、同じ種類でも、その人の特性や状況によって、一人一人障壁となることは異なる。

【関連する主な分野別計画等】

・ はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン

【ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組】

人を「生まれ」や住んでいる地域を理由として差別する行為を許さない社会づくりを目指して、市民との協働により、人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発の取組を進めます。

1 主な課題

- ◆ 「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書に基づき、速やかに改革・見直しを行い、取組を進めてきました。引き続き、取組を着実に進め、早期完了を図る必要があります。
- ◆ インターネット上への悪質な書込みや身元調査等による戸籍等の不正取得を防止するために適正な対応をする必要があります。
- ◆ 「人権に関する市民意識調査（平成30（2018）年11月実施）」の結果では、住宅購入や結婚などの日常の生活場面において、旧同和地区やその出身の方を「気にする」という回答が依然として2割を超えていることから、引き続き人権教育・啓発に取り組む必要があります。

2 今後の施策の在り方

「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」報告書に基づき、引き続き、早期完了に向けた取組を着実に進めます。

また、平成28（2016）年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「現在もなお部落差別は存在する」こと、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」であることに鑑み、「部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

この法律の趣旨を踏まえ、インターネット上の掲示板等への悪質な書き込みや、身元調査等による戸籍等の不正取得などの人権侵害に当たる行為を許さない社会づくりや人権意識の高揚に向けて、市民との協働により、国との適切な役割分担を踏まえて人権教育・啓発や相談体制の充実の取組を一層進めます。

（第三者による住民票の写し等の不正取得の防止）

- 住民票の写しや戸籍全部事項証明書等の不正取得の防止を図るとともに、第三者等に交付された事実を知る権利を保障するため実施している「事前登録型本人通知制度」の適正な運用

（携帯電話・スマートフォン・インターネット）

- 京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書込みの法務省への削除要請

（啓発）

- 広報、学習機会の提供、自主的な取組の支援を中心に、関係機関とも連携を図りながら、市民への啓発及び企業・団体等への啓発の取組を推進

- 企業等における就職の機会均等を保障する公正な採用選考を促進するための啓発活動の推進

(教育)

- 保護者との連携の下、ひとりひとりの子どもたちの豊かに伸びる可能性を引き出し、主体的な生きる力をつける保育・教育の推進
- 全ての子どもたちの自立と家庭の教育力向上の支援など、人権教育としての取組の一層の充実
- 人権教育に関する資料を効果的に活用した、人権問題解決への実践的態度の育成

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

◆ 旧同和地区出身であることを理由に人権侵害を受けたので相談したい…

⇒ 本市において実施している「弁護士による市民法律相談」や「人権擁護委員による特設の人権相談」、京都地方法務局において実施している「常設の人権相談」で相談をお受けしています。

◆ 会社で同和問題に関する研修を行いたい…

⇒ 京都市文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当では、市民団体や企業等で行われる同和問題をはじめとした人権に関する研修会への講師の派遣、研修用資料の提供、DVDの貸出し等の相談を行っています。

【用語説明】

・ 部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年(2016)年12月施行)(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

【多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重】

外国籍市民をはじめとする多様な文化的背景を持つ人を含めた全ての人々が笑顔で楽しく暮らし、働き、学び、また、知識や能力をいかして地域社会で活躍することにより、あらゆる市民がより豊かな生活を送れ、来訪者が安心して観光できるまちづくりを進めます。

1 主な課題

- ◆ 民族や国籍が違うということだけで、偏見や誹謗中傷（ヘイトスピーチなど）をはじめとする差別的な事象が見受けられます。
- ◆ 近年、新たに市内に定住する外国籍市民（ニューカマー）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立したりするなどの問題が出てきています。

2 今後の施策の在り方

「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～改訂版」を推進し、多様な国籍、文化的背景を持った外国籍市民等が自らの知識や能力をいかして地域社会で活躍することで、多様な文化的背景を持つ人を含めたあらゆる市民がより豊かな生活を送り、また来訪者が安心して過ごせる地域社会の実現を目指します。

また、平成28（2016）年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的な言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」）では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は「許されないことを宣言」しています。この法律の趣旨を十分に踏まえ、今後も引き続き、啓発を進めます。

（コミュニケーション支援）

- 新たに市内に定住する外国籍市民等の増加を踏まえた多言語化、やさしい日本語の活用等のきめ細やかで確実な情報提供と相談事業の充実
- 外国籍市民等がより円滑に生活を行えるよう、日本語及び日本文化に関する学習の支援の充実

（生活支援）

- 日本語や日本文化の理解が十分でない児童・生徒やその保護者に対する教育・子育て支援の充実
- 外国籍の高齢者や障害のある方等が安心して利用できるよう福祉・保健・医療の充実
- 防災・危機管理についての確実な情報提供や地域社会における協力関係の構築等
- 「留学生1万5千人」の目標実現に向けた受入環境の整備等の留学生に対する支援の充実
- 外国籍市民の在留手続・雇用・医療・福祉・出産・子育て・子どもの教育等の相談に対して適切な窓口案内等を行う、京都市外国籍市民総合相談窓口の運営

（多文化共生の地域づくり）

- 外国籍市民等が活躍できる機会の提供や地域住民との交流などの社会参画の促進
- 企業等における外国人材の受入れニーズの的確な把握及び外国籍市民と市民生活や地域コミュニティの調和等による、誰もが暮らしやすい社会の実現や、地域活性化の取組の推進
- ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえ、特定の民族や国籍に対して誹謗中傷する憎悪表

現「ヘイトスピーチ」等について、関係機関・団体と緊密に連携し適正に対応するとともに、多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発・人づくりの推進

○ 京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書込みの法務省への削除要請【再掲】

（保育・学校教育）

- 子ども同士がお互いの文化の違いを認め合い、お互いを尊重し合える心を育てる保育の推進や乳幼児期から多様な文化に触れる取組の推進
- 全ての児童・生徒に自国の文化と伝統を理解させるとともに、外国籍だけでなく、多様な文化的背景を持つ児童・生徒の民族的、文化的アイデンティティを大切にする取組の推進
- 学校における様々な教育活動の場を活用して、全ての児童・生徒が多文化共生の意識を高めることができる取組の推進
- 外国籍だけでなく、多様な文化的背景を持つ児童・生徒ひとりひとりの自己実現に向けた学力の向上と個性の伸長を目指した取組の推進及び「生き方探究（キャリア）教育」の視点に立った進路指導の充実
- 日本語指導を必要とする児童・生徒ひとりひとりの実態を踏まえた日本語指導や、全ての子どもたちの理解を促す授業改善及び生活適応促進等の取組の推進
- 国籍・ルーツにかかわらず、様々な事情により義務教育を修了できなかった方もしくは不登校などにより十分な教育を受けられずに中学校を卒業した方を対象に、義務教育を受ける機会を実質的に保障するために設置した「洛友中学校夜間部」（夜間中学）における教育活動の推進

（観光客の受入れ）

- 外国人観光客の多様な生活習慣等に配慮したおもてなしの推進
- 観光事業者等を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

◆ 日本語が理解しづらいが、日常生活上の疑問や困りごとを相談したい…

⇒ （公財）京都市国際交流協会において、京都で暮らすために必要な情報を多言語で提供しています。また、医療サービスを受ける際や行政機関における手続の際の通訳のほか、法律相談や出入国管理手続等の相談・支援を行っています。

【用語説明】

・ ヘイトスピーチ

ある個人や集団を、人種（民族）・国籍・性といった先天的な属性、あるいは民族的文化などの準先天的な属性、あるいは宗教などのように人格との結び付きが密接な特別の属性で分類し、それを有することを理由に、差別・排除の意図を持って、おとしめたり、暴力や誹謗中傷、差別的行為を煽動したりするような言動のこと。

・ 本邦外出身者に対する不当な差別的な言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28（2016）年6月施行）

「不当な差別的な言動は許されない」と宣言し、基本理念として、「国民は本邦外出身者に対する不当な差別的な言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と定めた法律。

【関連する主な分野別計画等】

・ 京都市国際化推進プラン

【安心して働き続けられる職場づくり】

働く意思のある人が、安心して働くことができ、また、その能力を十分発揮して、やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れる職場の環境づくりを働き掛けます。

1 主な課題

- ◆ やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たし、家庭生活、社会貢献などにおいても、生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進していくためには、企業における環境整備の支援が必要です。
- ◆ 職場内の優位性を利用し、本人の人格や尊厳を傷付けるパワーハラスメントや職場でのいじめ、嫌がらせが顕在化してきています。また、最近では、働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせであるマタニティ・ハラスメントも問題となっています。さらに、働く男性が育児を理由に休業等を希望した場合に職場で受ける精神的・肉体的いやがらせであるパタニティ・ハラスメントも問題となっています。
- ◆ 低経済成長による働く状況の変化やいわゆるブラック企業による若者をはじめとする働く人の「使い捨て」などが大きな社会問題となっています。
- ◆ 生産年齢人口の減少やテクノロジーの進化、人生100年時代の到来を背景として、「長時間労働」の是正や「正規雇用と非正規雇用の待遇差」の是正が課題となっています。

2 今後の施策の在り方

仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の更なる推進のために積極的な支援や啓発広報に努めるとともに、人権尊重に基づく職場づくりについて、企業の理解と意識向上を図るための学習の場や情報を提供します。

平成31（2019）年4月からの「働き方改革関連法」の順次施行を踏まえ、経済団体等と連携し、とりわけ中小企業における働き方改革の主体的な取組を後押しします。

（真のワーク・ライフ・バランスの促進）

- 「真のワーク・ライフ・バランス」という言葉や考え方の周知、実践の促進のため、様々な媒体を活用した広報啓発活動の推進
- 長時間労働の解消や多様で柔軟な働き方の促進などに率先して取り組む企業の先進事例の発信
- 経済団体等と行政が連携して設置した「輝く女性応援京都会議」の下、企業における取組支援、各種研修など、女性活躍の取組を推進【再掲】
- 家事・子育て・介護等の家庭生活における男性の主体的な参画の促進【再掲】

（啓発・広報）

- 企業を対象とした人権に関する啓発講座等を通じて、パワーハラスメントをはじめと

する職場でのいじめ等の人権侵害についての理解と意識の向上を促し、人権尊重を基盤とする企業活動の推進を図るとともに、働く人への相談機関の情報について積極的に提供

（地域企業における働き方改革の推進）

- 京の企業「働き方改革」自己診断制度：地域企業が自ら働き方改革の取組状況を自己診断し、その結果を魅力としてウェブサイトで発信する取組の推進

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

◆ 「真のワーク・ライフ・バランス」についてもっとよく知りたい…

⇒ 京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当までお問い合わせください。

◆ 職場内でのいじめやパワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントで悩んでいる…

⇒ お勤め先の相談部署に御相談ください。

また、京都労働局や京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）でも相談を受けします。

◆ 「地域企業における働き方改革」についてもっとよく知りたい…

⇒ 京都市産業観光局商工部地域企業振興課までお問い合わせください。

【用語説明】

・ 地域企業

企業の規模にかかわらず、市内に本店又は主たる事務所を有し、地域に根ざして活動される事業者。

・ マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産・育児に関連し、職場において受ける精神的・肉体的いやがらせをいう。

・ パタニティ・ハラスメント

働く男性が育児を理由に休業等を希望した場合に、職場において受ける精神的・肉体的いやがらせをいう。

【関連する主な分野別計画等】

・ 京都市男女共同参画計画「きょうと男女共同参画推進プラン」

・ 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画

【感染症患者等の人権尊重】

「正しい知識と感染症患者等の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進」、「相談体制、関係機関連携の充実及び人材育成」、「市民が受けやすい検査体制の整備」などの取組を進め、HIV陽性者等の感染症患者等に対する偏見・差別のない「共に生きる社会」の実現を目指します。

1 主な課題

- ◆ 青少年への感染症についての正しい知識の普及・啓発については、現在も啓発体制が確立できているが、中高年については今後、各自の職場や地域生活の場で正しい知識の普及・啓発に取り組んでいく必要があります。
- ◆ HIV陽性者に限らず、結核等の感染症患者への差別・偏見による施設への入所拒否や就業拒否等の問題があります。

2 今後の施策の在り方

様々な感染症については、感染した方を社会から切り離すといった視点で捉えるのではなく、患者等が差別や偏見を受けない社会を実現するために、科学的根拠に基づく正しい知識の普及や、広域的な啓発活動を推進することが重要です。

さらに、患者等の人権を尊重し、ひとりひとりが安心して医療を受けて早期に社会に復帰できる等の健康な生活を営むことができる権利、個人の意思の尊重、自らの個人情報を知る権利と守る権利等に配慮して取組を進めます。

（相談・検査体制）

- プライバシーに配慮した感染症患者等の相談体制の充実
- 受検しやすい時間帯等に配慮した検査体制の充実

（人材育成）

- 検査・相談担当者が、人権やセクシュアリティの多様性を理解したうえで支援することができるような幅広い研修の推進

（啓発）

- 感染症について正しく理解するための啓発活動の推進

（教育）

- 学校や職場等における感染症に関する正しい知識の伝達
- 感染予防と人権尊重の観点から、発達段階に応じて、エイズ等の疾病概念、感染経路及び予防方法を児童・生徒に正しく理解させる指導の推進
- 性感染症の予防は性行動とも密接な関わりを有するため、男女の敬愛と人間としての在り方・生き方に深い関わりを持つ「性に関する指導」と連動させたエイズ教育の推進

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

◆ HIV検査, 相談を受けたいと思ったら…

⇒ 京都市では無料・匿名で検査を実施しています。また, 各区役所・支所で相談を受け付けています。詳しくは, お問合せください。

【用語説明】

・ HIV

ヒト免疫不全ウイルス (Human Immune Deficiency Virusの略)。ヒトの免疫細胞に感染して免疫細胞を破壊し, 最終的に後天性免疫不全症候群 (エイズ) を発症させるウイルス。

・ HIV陽性者

H I Vに感染している人。ここでは, エイズ発症の有無は問わない。

・ セクシュアリティ

身体の性別, 役割などの社会的性別, 性自認, 性行動の対象の選択, 性に関する行動や傾向, 性的な欲動や性的な快楽の総称。

・ エイズ(AIDS)

後天性免疫不全症候群 (Acquired Immune Deficiency Syndromeの略)。ヒト免疫不全ウイルスに感染して免疫機能が低下することにより, 2 3 のエイズ指標疾患を1つ以上発症している状態。

【関連する主な分野別計画等】

・ 京都市エイズ対策基本方針

【犯罪被害者等の人権尊重】

犯罪被害者やその家族又は遺族が元の平穏な生活を取り戻すため、社会全体でしっかりと支え、また、ひとりひとりが犯罪被害者の置かれている状況を理解し、全ての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

1 主な課題

- ◆ 犯罪被害者やその家族又は遺族は、犯罪により生命を奪われ、家族を失い、傷害を負われ、財産を奪われるといった被害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶等による経済的困窮や、転居を余儀なくされ、十分な支援や賠償が受けられず、深刻な状態に置かれていることが多くあります。
- ◆ また、犯罪被害者等は、犯罪による生命や身体などへの直接的な被害だけでなく、犯罪被害後も、心身の不調や苦痛、捜査・報道・裁判等の負担や周囲の理解不足や不用意な言動等に傷付き苦しむ二次的被害も問題となっています。

2 今後の施策の在り方

「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

そのために、本市・市民・事業者・民間支援団体などの関係機関が相互に連携・協力して、社会全体で犯罪被害者等の支援を行うとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深めるため、啓発・教育を行います。

（支援対策）

- 犯罪被害者等のために、相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行うワンストップ窓口として、京都市犯罪被害者支援総合相談窓口を設置

（啓発・教育）

- 犯罪被害者等を社会全体で支える地域社会の実現に向け、犯罪被害者等が置かれている状況や支援に関することについて市民や事業者が理解を深めるために、「いのちを紡ぐ週間（5月21日～27日）」、「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」などにおいて、広報啓発活動を行うとともに、学校・家庭・地域が連携した教育活動を実施

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

◆ 犯罪や事故などの被害に遭い、心に深い傷を負い悩んでいる…

⇒ 京都市犯罪被害者総合相談窓口で、相談・情報提供などの必要な支援を行っています。被害に遭われた方はもとより、御家族や御遺族の方も御相談いただけます。

◆ 性暴力による被害に遭い、悩んでいる…

⇒ 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）では、電話相談・来所相談をお受けしているほか、関係機関等への同行支援等も行っています。

【関連する主な分野別計画等】

- ・ **京都市生活安全基本計画**

【刑を終えて更生を目指す人】

「やり直すことができる社会と安心安全なまちの実現」に向け、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、支えることにより、社会復帰を促進する取組を推進します。

1 主な課題

- ◆ 刑を終えて更生を目指す人が社会復帰を果たすためには、本人の強い更生意欲と合わせて、周りの人々の理解と協力が必要ですが、依然として一般の人の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、住居の確保の困難や就労に際しての困難を伴うなど社会復帰を目指す人たちにとって厳しい現実があります。
- ◆ 刑法犯の認知件数は年々減少していますが、再犯者の割合は一貫して上昇し続けているため、再犯をいかに防止するかが課題となっています。しかし、再犯防止に関する取組は、市民や地域社会にとって身近でなく、関心と理解が十分に深まっていないという課題があります。

2 今後の施策の在り方

「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、令和2年度末を目途に「京都市再犯防止推進計画（仮称）」を策定し、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、支えることにより、社会復帰を促進する取組を推進します。そして、こうした取組を通して、安心安全な社会の実現を目指します。

（再犯防止対策）

- 「京都市再犯防止推進計画（仮称）」に基づき、就労・住居の確保に向けた支援や、保健医療・福祉サービスの利用促進、市民や地域社会の関心と理解を深めるための広報・啓発などの取組を推進

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

◆ 仕事探しや、生活の立て直しについて相談したい…

⇒ 保健福祉局生活福祉課の生活困窮者自立支援制度の相談窓口で、お困りごとに応じた相談をお受けしています。また、日々の生活費等でお困りの場合には、各区役所・支所の生活福祉課で、生活保護も含めた生活に関する相談をお受けしています。

【関連する主な分野別計画等】

- ・ 京都市再犯防止推進計画（仮称）

※ 令和2年度に策定予定

【ホームレスの人権尊重と自立支援】

「総合的な支援」、「自立支援施策の推進」、「居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解」などの取組を進め、「ホームレス自らの意思で安定した生活を営めること」を目標に取組を進めます。

1 主な課題

- ◆ 様々な支援施策を推進した結果、ホームレス数は10年前と比較すると約9割減少していますが、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著になっています。
- ◆ 本市の支援施策がホームレスの間に広く認知される一方で、路上生活からの脱却について消極的な方の割合が増加するなど、新たな状況が生じています。
- ◆ ホームレス状態にある人々に対する暴力や嫌がらせ、偏見や差別意識による排除等、人権に関わる重大な問題が発生しています。

2 今後の施策の在り方

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されたことを踏まえ、本市において、平成16年度に、「京都市ホームレス自立支援等実施計画（以下「実施計画」という。）」を策定し、平成28年3月には、これまで実施してきた取組を基本としつつ、雇用情勢や社会状況の変化を踏まえた実施計画の見直し（第3期実施計画の策定）を行っており、引き続きホームレスの自立促進施策を進めます。

（勤労）

- ホームレスの就労による自立を支援するため、京都市自立支援センターを運営し、求職活動の拠点となる宿泊場所の提供及び公共職業安定所と連携した就労支援の実施

（社会参加）

- 路上生活から居宅生活に移行した者に対して、居宅生活及び地域社会への定着を図るための取組を行う「京都市ホームレス居宅定着支援事業」の実施

（相談）

- ホームレスの起居する場所を訪問し、相談・支援を行う「京都市ホームレス訪問相談事業」の実施
- 多重債務等、自立に向けた阻害要因を抱えるホームレスに対し、弁護士による相談の機会を提供する「京都市ホームレス無料法律相談事業」の実施

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

- ◆ ホームレスの方で、借金の整理など法的問題を抱え困っている…

⇒ 京都市中央保護所で相談、支援を行っています。（毎月第2火曜日）

- ◆ ホームレスの方で、生活の相談をしたい…

⇒ 各区役所・支所の生活福祉課で相談を行っています。

【関連する主な分野別計画等】

- ・ **京都市ホームレス自立支援等実施計画**

【高度情報化社会における人権尊重】

安心してインターネットを利用するための環境づくりに取り組むとともに、個人のプライバシーを守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための取組を進めます。

1 主な課題

- ◆ 現代の情報化社会においては、当人の意思とは無関係に個人情報処理されるなど、自己に関する情報をコントロールする権利が侵害されるおそれが高まっています。実際に、行政、民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報の漏えいや、それらが商品化されて不正に取り扱われるという問題が発生しています。
- ◆ また、身元調査のように差別的な行為につながる事案も起きています。
- ◆ インターネットにおける不特定多数の利用者に向けた情報発信やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等において、他人への誹謗中傷や差別を助長する表現、プライバシーに関わる情報等が一方的に掲載される事例が頻発しています。また、一旦ホームページ等に掲載されてしまうと、短期間のうちに広範囲に広まってしまい、削除することが困難となっています。

2 今後の施策の在り方

スマートフォン等の通信機器の急速な普及やソーシャルメディアの利用者の急増など、情報通信技術（ICT）環境が急激に変化する中、インターネットの利点や危険性、個人情報の適切な取扱いや個人のプライバシーを守ることの重要性、情報の収集・発信における責任やモラル等について、正しい理解と認識を広げるための取組を推進します。

（携帯電話・スマートフォン・インターネット）

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に定める施策を推進するとともに、携帯電話・スマートフォン・インターネットの危険性や依存性について携帯電話会社やPTA、家庭との連携の下、子どもの実態を踏まえた取組の推進【再掲】
- 京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書込みの法務省への削除要請【再掲】

（啓発・広報）

- 市民ひとりひとりが、インターネットの利点と危険性を踏まえ、不特定多数の人が閲覧していることを常に意識して、他人を傷付ける情報や間違った情報を発信しないなど、ルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発の推進
- インターネット上で人権侵害があった場合の対処方法や相談窓口の周知

（教育）

- 子どもの間で生じている、スマートフォンやインターネット利用に起因する様々な問題を予防・解決するため、子どもたちが主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、さら

に保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつながる授業プログラム「携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラム」(スマホ学習)の実施

(第三者による住民票の写し等の不正取得の防止)【再掲】

- 住民票の写しや戸籍全部事項証明書等の不正取得の防止を図るとともに,第三者等に交付された事実を知る権利を保障するため実施している「事前登録型本人通知制度」の適正な運用

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

◆ インターネット上に自分のプライバシーを侵害する書込みが掲載されており,削除してほしい…

⇒ プロバイダーに削除を要請することができます。

また,京都地方法務局において人権相談として,インターネット上の書込みについての相談をお受けしています。

◆ パソコンやスマートフォンを利用した「ネットいじめ」を子どもが受けているが,どうすればよいか分からない…

⇒ 通学されている学校の先生や教育委員会に御相談ください。

教育委員会では,「こども相談24時間ホットライン」を開設し,365日,24時間体制で電話相談を行っています。また「いじめメール相談」を開設し,メールによる相談も行っています。

【用語説明】

・ SNS

Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で友人を紹介し合って,個人間の交流を支援するサービス(サイト)。誰でも参加できるものと,友人からの紹介がないと参加できないものがある。会員は自身のプロフィール,日記,知人・友人関係等を,ネット全体,会員全体,特定のグループ,コミュニティ等を選択のうえ公開できるほか,SNS上での知人・友人等の日記,投稿等を閲覧したり,コメントしたり,メッセージを送ったりすることができる。

・ ソーシャルメディア

ブログ,ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS),動画共有サイトなど,利用者が情報を発信し,形成していくメディア。利用者同士のつながりを促進する様々な仕掛けが用意されており,互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。

【関連する主な分野別計画等】

・ 京都市高度情報化推進のための基本方針

・ 京都市消費生活基本計画

【LGBT等の性的少数者の人権尊重】

多様な性の在り方を相互に認め合える、差別や偏見のない共生社会の実現に向け、性的少数者への理解促進や、性的少数者の生活における困難の解消を目指し、社会参加を促進するための取組を進めます。

1 主な課題

- ◆ 性の在り方には「身体の性」以外にも、「性自認」、「性的指向」、「性表現」などの構成要素があり、これらの組合せは多様で、一人一人異なりますが、L G B T等の性的少数者（以下「性的少数者」という。）の方は、周囲の不用意な言動に傷付き、不安を抱いている方も多く、また、行政手続や学校、企業等での生活においても困難に遭遇することがあります。
- ◆ 性の多様性については、近年、社会の関心も高まってきているものの、性的少数者の人権課題に関する社会の理解はまだ十分に進んでいないため、性の多様性や性的少数者に関する正しい知識を普及し、社会参加を促進する必要があります。

2 今後の施策の在り方

多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、自分らしく自由に生きられる社会の実現を目指して、性的少数者への理解促進の取組を強化するとともに、性的少数者の生活における困難や、人権課題の把握に努め、その解消に向けて必要な支援を行います。

（理解促進・支援）

- 啓発リーフレットや講座等を活用した、性の多様性や性的少数者について理解を深めるための市民・企業への啓発活動の推進
- 性的少数者についての教職員の正しい理解促進及び学校園における性的少数者に対するきめ細かな対応の促進
- 当事者や関係者からの意見聴取などによる性的少数者の困難の状況把握と、その解消に向けた有効な方策の検討・推進（「パートナーシップ制度」、コミュニティスペースの設置など）
- 性的少数者の人権も含めた社会的課題や困難の緩和に向けた文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業の推進

▶▶ こんな場合はどうすれば… ◀◀

◆ 性的指向や性自認のことで悩んでおり、相談したい…

⇒ 人権擁護委員による「人権相談」や、「よりそいホットライン」の性的少数者の専門回線で相談をお受けしています。

【用語説明】

・ **LGBT等の性的少数者**

「L G B T」とは、以下の英単語の頭文字を取った言葉で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称の一つ

L レズビアン（Lesbian）・・・同性を好きになる女性

G ゲイ（Gay）・・・同性を好きになる男性

B バイセクシュアル（Bisexual）・・・同性も異性も好きになる人

T トランスジェンダー（Transgender）・・・割り当てられた性別とは違う性別で生活している人。

性的少数者には、L G B Tの方以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、様々な人がいる。

・ **性的指向及び性自認**

性的指向とは、「すき」の性別。恋愛感情や情緒的・性的な関心が、自分の性別から見てどの性別に向かっているかを示すもの。性自認とは、「こころ」の性別。自分が認識している性別のこと。

なお、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を取って「S O G I（ソジ）」といい、全ての人が持っている属性や特徴の一つを表す。

【様々な課題】

先に掲げた重要課題のほか、社会情勢の変化等に伴い、人権に関する様々な課題が見受けられるようになってきており、新たな動きにも目を向けていく必要があります。

様々な人権課題について正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、今後とも積極的に教育・啓発活動を推進するとともに、当事者の状況も踏まえながら、社会全体で支え、共に将来に目を向けて歩んでいける社会を目指して取り組みます。

（アイヌの人々）

民族としての歴史やアイヌ語、独自の伝統、文化などアイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

このような状況を受け、令和元（2019）年5月に、アイヌの人々を「先住民族」と明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ民族支援法）が施行されました。

（婚外子）

婚外子（非嫡出子）については、民法が改正され、法定相続分が嫡出子と同等になったものの、制度面や意識面では、依然として課題が残っています。

（北朝鮮当局による拉致問題等）

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められました。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命に関わる重大な問題です。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

（東日本大震災等に起因する人権問題）

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題が懸念されます。東日本大震災をはじめ様々な災害における被災者への支援や施策は、人権尊重の理念を基調としながら進める必要があります。

第3章 人権施策の推進

人権施策について、「教育・啓発」「保障」「相談・救済」の分類に基づき、それぞれにおける重点的に取り組む事項を掲げます。これは、各重要課題の取組を縦軸とするなら、それぞれに共通する横軸の取組に当たるものと言え、両者の総合的な取組により、人権文化の構築を進めます。

1 教育・啓発

市民ひとりひとりが、自己及び他者の人権の大切さを認識し、日々の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の構築に向けて、人権教育・啓発の取組を市民、企業、関係機関・団体等との連携の下、対象に応じて、きめ細かく効果的に推進します。

人権教育・啓発の目的は、多様な教育・啓発活動を通じて、市民ひとりひとりが、自らの人権の大切さと、全ての人々の人権を尊重することの重要性を認識し、そのことにより、日常生活の中での考え方や行動が人権尊重の精神に基づいたものとなることにあります。

市民意識調査の結果から、広く、市民に関心を持ってもらえるような取組や人権に関する情報に接する機会が少ない若い世代への取組の必要性、企業が人権尊重の視点を大切にし、その社会的責任を果たすことが求められていることがうかがえます。また、人権意識が醸成されてきている人権課題がある一方、新たに出てきた課題や概念については、定着していないことも明らかになりました。これらのことを踏まえたうえで、対象や関心に応じたきめ細かな人権教育・啓発を推進します。

市民、企業、関係機関・団体及び行政の連携した取組により、人権文化の息づくまちづくりが継続的、発展的に進められることが、望まれる姿であると言えます。

(1) 人権教育

ア 家庭教育

「京都はぐくみ憲章」の理念（「子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守る」「子どもから信頼され模範となる行動に努める」等）を踏まえ、日常生活を通じて大人自身が模範となることにより、大人も子どもも人権感覚を高めることができる家庭教育の推進を図ります。

[具体的な取組項目]

- ・ 「京都はぐくみ憲章」の理念を総合的に推進するための「推進条例」を踏まえ、毎年度定めている具体的な実践方策である「行動指針」に基づいた取組を進める。
- ・ 市立学校・幼稚園において、親自身が育ち学ぶ機会として保護者対象に実施されている「家庭教育講座」等の場を活用し、家庭を取り巻く環境等を踏まえた人権課題を学習する取組を進める。

イ 家庭等における人権教育

(ア) 幼稚園・保育園(所)・認定こども園

幼稚園・保育園(所)・認定こども園においては、豊かに伸びていく可能性を秘めている子どもたちが、生涯にわたる人格形成の基礎を培う心情・意欲・態度を育むことを目標として、「子どもの権利条約」を踏まえ、保育の主体は子どもであるとの視点に立った保育を行い、自己肯定感や人への信頼関係を育み、相手を尊重する気持ちを培うなど、道徳性の芽生えを培います。

【具体的な取組項目】

- ・ 幼児ひとりひとりの心を受け止め、子どもの主体性や意欲を引き出し、発達の特性に応じた遊びや生活が経験できるようにする。
- ・ 美しいものや自然、伝統行事、身近な動植物等に直接触れる機会を大切にした保育を行い、畏敬の念や生命を大切にする気持ちが養われるようにする。
- ・ 集団生活の中で、人との関わりを深められるように環境を整え、人に対する信頼感や思いやりの気持ちを育むようにする。

(イ) 学校

自ら進路を切り拓き、自立して生活することができるとともに、人権の大切さを理解し、人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもの育成，すなわち，「人権という普遍的文化」の担い手の育成を目指した取組を推進します。

【具体的な取組項目】

- ・ 子どもの個性や特性を尊重し、自己実現を可能とする力を身につける場を保障し、ひとりひとりを確実に育て上げる実践を進める。
- ・ 全ての学校教育活動において人権尊重の精神が徹底している取組を進める。
- ・ 子どもたちが身近な問題として人権についての理解・認識を深め、人権を守る意欲や態度を育むとともに、人権に関わる問題解決のために行動できる力を培う。
- ・ 人権教育の全体計画及び年間指導計画を策定し、組織的な取組を進めるとともに、家庭・地域等とも連携し、地域ぐるみの行動につながるよう働き掛ける。

【関連する主な分野別計画等】

- ・ **《学校における》人権教育をすすめるにあたって**

ウ 社会教育

「京都はぐくみ憲章」の理念の下での子どもたちを取り巻く人権問題に関するPTA活動等の支援や、男女共同参画社会の推進等に向けて取り組む地域女性団体活動の支援等を通じて、人権の各重要課題を広く保護者・市民に啓発し、人権問題は市民ひとりひとりの身近な問題であり、社会全体の問題として全ての人々の人権を尊重する機運づくりを図ります。

【具体的な取組項目】

- ・ 人権月間 **における人権尊重街頭啓発活動**，P T A指導者育成事業等，P T Aにおける取組の支援や家庭教育講座を通じて，保護者をはじめとする幅広い市民に人権の各重要課題，とりわけ子どもたちを取り巻く人権課題について，啓発活動に取り組む。
- ・ 人権問題は市民ひとりひとりの身近な問題であり，自らの人権の大切さを正しく認識することができるよう，各重要課題に関して京都市P T Aフェスティバルにおける啓発活動や生涯学習施設での講演事業等を行う。
- ・ 男女共同参画社会の推進をはじめ，子育て，環境，教育，福祉等，様々な課題解決に向けた地域女性団体**等**の学習や実践活動を支援する。

(2) 人権啓発

ア 市民への啓発等

市民意識調査の結果も踏まえ，より多くの市民に人権に対する関心を持ってもらえるよう，行政が市民に働き掛ける「広報」に重点的に取り組みます。そのうえで，市民の関心・理解の高まりに応じて，市民との協働による「学習機会の提供」，さらには，市民の「自主的な取組の支援」に啓発の重点を移します。

「広報」は，人権の尊重や人権問題に気付き，人権意識を高めるための機会を作る手段として，対象に応じたきめ細かな情報発信，情報提供を行います。とりわけ，若年層については，テレビやインターネットから情報を得る機会が他の年齢層に比べて多いことから，I C Tの積極的な活用などにより，必要な情報を確実に届けられるよう取り組みます。

「学習機会の提供」では，より幅広い市民の参加が得られるよう，関心や理解に応じたテーマ設定や手法など，きめ細かく工夫を加えながら進めるとともに，区等を単位とした身近な地域や本市の人権資料展示施設において，学習の場づくりや交流事業を推進します。

「自主的な取組の支援」では，人権文化構築の主役は市民であるとの観点から，学習会や交流事業などの市民の自主的な取組に対し支援を行います。

これらの取組においては，全市民を対象とした一律的な活動だけではなく，市民の多様性を踏まえ工夫しながら進めることが重要です。

また，京都は全ての人々の人権尊重を目指し，多くの先人が努力してきた歴史を有するまちであり，その歴史を知ることが，人権と京都のまちへの理解を深めることにつながります。市民はもとより，観光などで訪れる方々にも，そうした歴史を物語る「人権ゆかりの地」を紹介するなど，京都における人権への取組を知っていただけるよう工夫します。

「学生のまち京都」の特性を踏まえた取組

京都は「学生のまち」であることから，学生や大学への人権情報の提供や，学生が自ら考えた自発的な取組への支援，学生と連携した事業の実施，さらには，テーマとしてインターネットに関する正しい利用法を採りあげるなど，その特性を踏まえながら効果的な方法により取組を進めます。

【具体的な取組項目】

① 広報

- ・ フェイスブックやツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した情報の発信
- ・ 人権情報誌の内容の充実及び定期的な発行
- ・ インターネットの活用にあたっての留意事項など，社会情勢を踏まえた人権上の課題に関する情報の提供

② 学習機会の提供

- ・ 講演会や映画上映会，音楽ライブを採り入れた事業等，ライフステージや人権課題に応じた啓発活動の実施
- ・ 区役所・支所等における啓発活動の充実
- ・ 情報の発信及び学習の場としての人権資料展示施設の活用
- ・ 多様な市民の間での交流事業の推進

③ 自主的な取組の支援

- ・ 市民団体，NPO，学生等が実施する学習活動や人権啓発活動（講演会，学習会など）への支援
- ・ 人権啓発サポート制度の充実と活用の促進

イ 企業・団体等への啓発

少子高齢化，高度情報化，グローバル化等，社会が大きく変化する中で，障害のある方への合理的配慮や雇用の拡大，男女共同参画の推進，高齢者の就労機会の拡大，適正な情報管理，多文化共生への理解等，企業や団体等が担うべき役割は大きなものがあります。

また，市民をはじめ多くの人々が働く場として，ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現やハラスメント（いやがらせ，いじめ）防止など，人権の視点からの取組が進められることが期待されます。

公正な採用を含めた人権の尊重を基盤とする活動や組織内での人権尊重の風土づくり，地域社会の一員としての役割などが，その社会的責任として主体的に取り組まれるよう啓発を進めるとともに，自主的かつ積極的に取り組む企業・団体等に対する支援を推進します。

【具体的な取組項目】

- ・ 内容を充実させた企業・団体等向け人権啓発講座の定期的な開催
- ・ 企業・団体等向けの内容を盛り込んだ人権情報誌，ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の各種媒体を活用した啓発
- ・ 人権啓発サポート制度の充実と活用の促進【再掲】

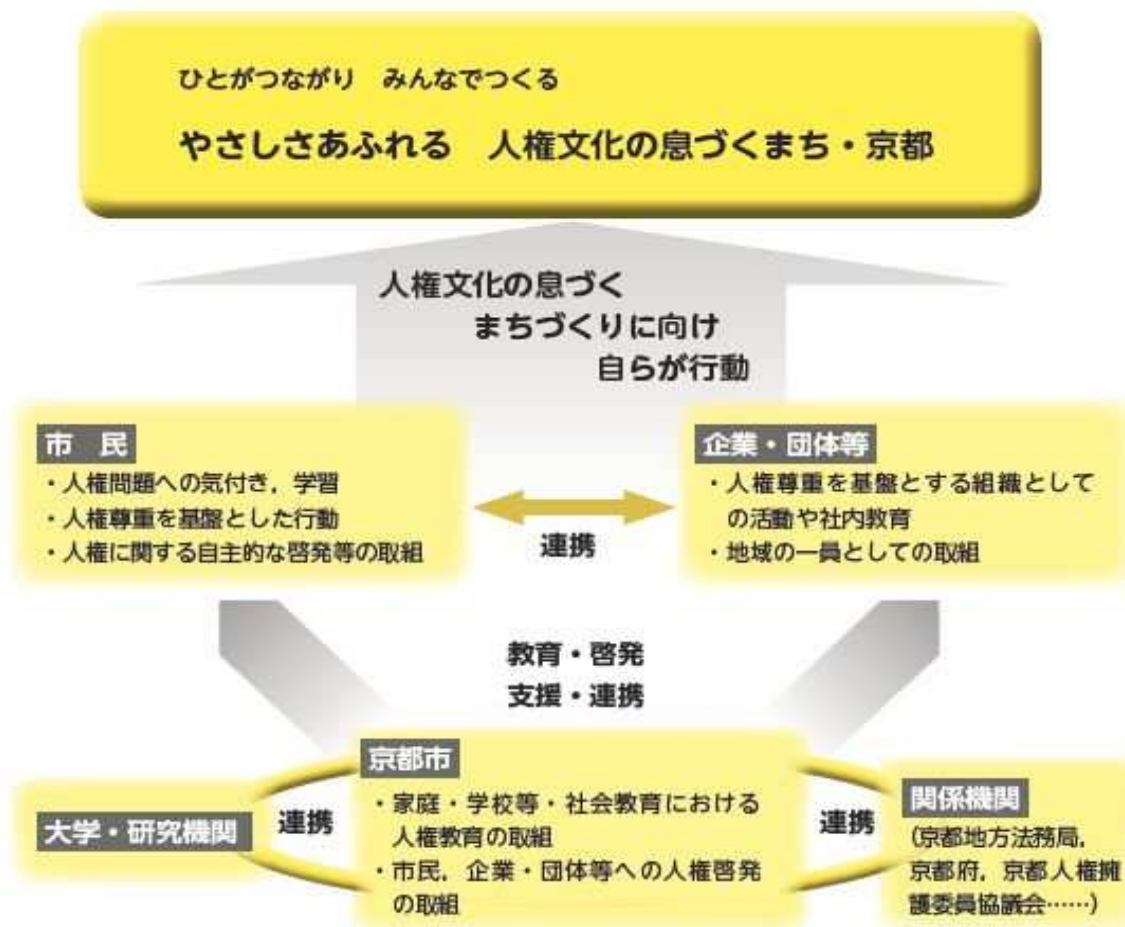
ウ 関係機関等との連携

人権啓発は、様々な主体により取り組まれており、それらの連携を図ることにより、更に効果的な推進が図れます。市役所内の連携を密にし「融合」の視点から人権施策を総合的に推進することはもとより、「共汗」の視点から京都地方法務局、京都府等の行政機関、京都人権擁護委員協議会をはじめ、大学や（公財）世界人権問題研究センターなどの研究機関、市民団体等との協働により施策を推進します。

【具体的な取組項目】

- ・ 京都市人権文化推進会議における市役所内の連携、京都人権啓発活動ネットワーク協議会（事務局：京都地方法務局）、京都人権啓発推進会議（事務局：京都府）及び京都人権啓発行政連絡協議会（事務局：京都地方法務局）を通じての関係機関との連携強化
- ・ 人権に関する啓発講座、街頭啓発、パネル展等の関係機関・団体との共同実施
- ・ 市民団体等が実施する人権啓発活動への支援
- ・ 人権啓発に関する大学や研究機関との連携

人権教育・啓発の取組推進のイメージ



2 保障

社会の中において、他の人には保障されている人権が十分に保障されず、虐待や差別、また、社会参加の阻害など、人権侵害を受けている人や人権が侵されやすい状況にある人々が存在しています。

それらの人々の置かれている状況等の改善を図るための「人権保障」の取組を、社会的な背景やこれまでの取組の成果等を踏まえつつ、時代の変化に応じた的確な取組を推進します。

人権保障についての具体的な施策は、基本的にはそれぞれの各重要課題における分野別計画等の取組に基づき推進します（各重要課題における人権保障に関する施策の在り方については、前章のとおりです。）。

3 相談・救済

市民が、人権上の問題が起こった場合に適切な機関・窓口で相談ができるよう、相談体制を充実させるとともに、その周知と関係機関等によるネットワークを強化することにより、窓口が十分に活用され、円滑な相談・救済が行われるよう努めます。

全ての人々の人権が尊重され、安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、人権を侵害されている人の様々な相談を受け、救済が必要な場合には、適切な救済機関による人権救済が受けられる仕組みが必要です。

人権侵害に対する被害者の法的救済は法律によるものであることから、関係法に基づく対応が図られているところです。国の法制度等の整備と歩調を合わせながら、本市においては、その円滑な利用に結び付ける相談体制の充実を図るとともに、十分に活用されるよう一層の周知を図ります。

また、複数分野に関わる相談への対応等を円滑に進めるため関係機関（※）によるネットワークの強化を進めます。

※ 市役所内の関係課、京都地方法務局、京都府、京都人権擁護委員協議会など

（1）各種の相談に応えられる体制の充実

DV（ドメスティック・バイオレンス）の相談が高水準で推移していることや、外国人・外国籍市民等の増加に伴う多言語による相談対応の必要性など、相談者のニーズに対応できる相談体制の充実を図ります。

さらに、複雑化・多様化する相談に対応し、また、相談者の置かれている立場に寄り添った相談ができるよう、従事する職員の資質向上のための研修の充実等に取り組みます。

【具体的な取組項目】

- ・ 様々な相談に対応できる体制の充実
- ・ 相談員の育成と研修の充実

(2) 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実

人権問題が複雑化，多様化する中，相談・救済機関の連携が図れるよう本市の各部局はもとより京都地方法務局や京都労働局などの関係機関，NPO等との相互のネットワークを強化します。

【具体的な取組項目】

- ・ 関係機関・NPO等によるネットワークの強化

(3) 人権擁護委員活動との連携

啓発，相談や人権侵犯事件に関する調査などを行う人権擁護委員の活動を市民に周知するとともに，活動が更に充実されるよう京都地方法務局と連携を図ります。

【具体的な取組項目】

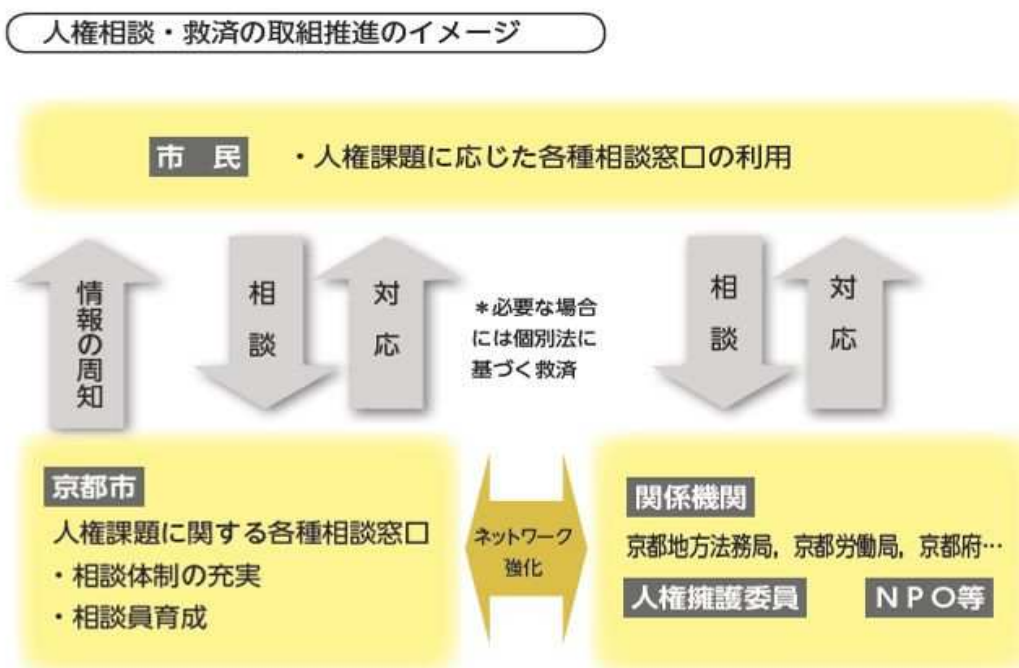
- ・ 人権擁護委員活動との連携による相談体制の充実及びその周知の強化

(4) 相談機関等に関する情報の周知

市民が，人権上の問題が起こった場合に適切な機関・窓口で相談ができるよう十分な周知を図ります。

【具体的な取組項目】

- ・ 相談・救済に関する機関・制度等をまとめた「人権相談マップ」の内容充実



【用語説明】

・ 人権擁護委員

法務大臣から委嘱を受け活動している民間のボランティアで「あなたの街の相談パートナー」として，人権に関する相談，調査・救済活動を行っている。また，啓発活動として，学校・幼稚園等での人権教室や，街頭啓発などを行っている。

第 4 章 計画の推進

1 推進体制と職員研修

(1) 推進体制

本市においては、人権文化の構築に関する施策について、相互に連絡、調整し、施策の円滑かつ総合的な推進を目的とした「人権文化推進会議」（※１）や、各局・区等において人権行政を推進する任務を持った「人権行政推進主任」（※２）を設置し、人権の視点から市政を推進する体制を構築してきました。

本計画に基づく人権施策については、全庁的な組織としての「人権文化推進会議」を中心に、関係部局間で緊密な連携を取りながら、総合的、効果的な推進を図ります。

[具体的な取組項目]

- ・ 人権文化推進会議の機能強化
- ・ 人権の視点から庁内の調整を行う機能の強化

（※１） 人権文化の構築に関する施策について、相互に連絡し、調整を行うことにより、その円滑かつ総合的な推進を図ることを目的とし、副市長、各局区長、担当区長、公営企業管理者（交通局長、上下水道局長）、教育長などで構成

（※２） 人権行政（人権文化の構築に関する施策の企画、立案及び実施）の推進を図るために配置された、各局区等の庶務を担当する部長級職員

(2) 職員研修

本市では、人権尊重意識の更なる徹底のため、行財政局人事部人事課における研修をはじめ、各職場における研修の推進、研修教材や資料の充実を図ってきました。

あらゆる施策の推進において、本市職員には、常に人権尊重の意識に基づき行動することが求められることから、不断の研修が必要です。

研修の実施に当たっては、新たな人権課題について学ぶ機会を提供するよう努めるとともに、より研修効果が高まるような実施方法について研究します。

[具体的な取組項目]

- ・ アンケート等職員研修に関する効果の把握
- ・ より効果的な研修プログラムの研究__

2 関係機関、関係団体等との連携

人権尊重のまちづくりは、国、京都府などの行政機関をはじめ、企業、NPOなど様々な主体により推進されています。本市全体として人権施策を効果的、効率的に推進するためには、様々な主体の役割や責任を明確にしつつ、互いに連携することが効果的です。

京都府内を行政区域とする国の行政機関、京都府及び京都市で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会」や、京都府、京都市、人権擁護委員、商工会議所等からなる「京都人権啓発推進会議」などを組織し、連携を図っていますが、今後も、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携、協力を図ります。

3 進行管理と評価

(1) 推進体制

この計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画の作成や取組実績のとりまとめを行い、施策の進捗状況の確認を行います。

また、先進的な事業をはじめ、本市の人権に係る取組を市民に分かりやすく発信するとともに、人権施策の進捗状況が市民に確実に伝わるような工夫を行います。

【具体的な取組項目】

- ・ 人権施策に基づく事業報告書「京都市人権レポート」の作成・周知

(2) 評価

人権施策を総合的、戦略的に推進するためには、取組の実績だけではなく、どのような成果があったかという視点での評価が不可欠です。人権に関する評価は難しい面がありますが、より効果的な人権施策の推進がされるよう、客観性を担保しつつ、できる限り分かりやすく評価を行います。

基本的には、各重要課題における分野別計画等の数値目標及び行政評価制度（政策評価制度及び事務事業評価制度）における人権施策に関する指標を参考とするとともに、必要に応じて人権施策に関する調査を行うなど、よりの確な評価につながる情報の収集等にも努めます。

さらに、より一層の客観性の向上を図るため、外部の視点からの施策点検等を行う「京都市人権文化推進懇話会」において、法律や人権課題等の専門的な見地及び市民の立場から実施事業の評価をしていただき、施策に反映させます。

【具体的な取組項目】

- ・ 外部の視点で施策を点検する「京都市人権文化推進懇話会」の開催

一 資 料 編 一

1 「京都市人権文化推進計画」改訂版の策定経過

「京都市人権文化推進計画」（計画年度：平成27（2015）～令和6（2024）年度）の中間年度となる令和元（2019）年度の改訂に当たっては、計画の基本理念や方針、構成を踏まえながら、計画策定時以降の社会状況の変化や人権に関する市民意識調査（平成30（2018）年11月実施）の結果に対応し、本市の人権施策をより総合的、効果的に推進するため、人権の各重要課題における改訂を中心に行った。

	京都市人権文化推進懇話会における意見聴取	人権に関する市民意識調査、パブリックコメント
平成30年11月		人権に関する市民意識調査 11月1日～11月15日
12月		
平成31年1月		
2月		
3月	3月22日 第29回京都市人権文化推進懇話会	結果報告
4月		
令和元年5月		
6月		
7月	7月30日 第30回京都市人権文化推進懇話会	
8月		
9月		
10月	10月29日 第31回京都市人権文化推進懇話会	
11月	京都市人権文化推進計画改訂版（案）の策定	パブリックコメント（京都市人権文化推進計画改訂版（案）に対する市民意見募集） 11月18日～12月17日
12月	12月4日 専門意見聴取会	
令和2年1月		
2月	2月6日 専門意見聴取会 2月28日 第32回京都市人権文化推進懇話会	結果報告
3月	京都市人権文化推進計画改訂版の策定	

2 京都市人権文化推進懇話会委員名簿

(任期 平成30年1月1日～令和元年12月31日)

(敬称略 五十音順)

氏 名	役 職 等
あ ぼ ち あ き 安保 千秋	弁護士
い わ ふ ち の ぶ あ き 岩 渕 信 明	保護司 <u><副座長></u>
た け だ ひ び き 竹 田 響	市民委員
た ま お き 玉 置 す み ゑ	人権擁護委員
ふ じ き や す よ し 藤 木 泰 嘉	(公財) 京都新聞社会福祉事業団常務理事
ま つ な み 松 波 め ぐ み	立命館大学生存学研究センター客員研究員
も り け ん じ 森 健 史	連合京都副会長
や く し じ き み お 薬 師 寺 公 夫	立命館大学大学院法務研究科特別任用教授 <u><座 長></u>
や の ま さ ひ ろ 矢 野 昌 浩	名古屋大学法学研究科教授
や ま だ よ し の 山 田 佳 乃	市民委員 (～平成31年3月31日まで)

(任期 令和2年1月1日～令和3年12月31日)

(敬称略 五十音順)

氏 名	役 職 等
いのうえ ちえ 井上 智絵	市民委員
いわい ひでよ 岩井 秀世	臨床心理士
すがはら けいこ 菅原 敬子	市民委員
たまおき すみゑ 玉置 すみゑ	人権擁護委員
つじ たかし 辻 孝司	弁護士
なかむら ひでつぐ 中村 英次	連合京都副会長
ふじき やすよし 藤木 泰嘉	(公財) 京都新聞社会福祉事業団常務理事
まえだ なおこ 前田 直子	京都女子大学法学部准教授
まつなみ めぐみ 松波 めぐみ	立命館大学生存学研究センター客員研究員
やくしじ きみお 薬師寺 公夫	立命館大学大学院法務研究科特別任用教授 <座 長>

3 パブリックコメントについて

- (1) 実施期間 令和元年11月18日(月)～12月17日(火)
- (2) 意見数 意見者数：136人・2団体 意見総数：197件
- (3) 意見概要 御意見の要旨及び本市の考え方については、京都市ホームページ(※)に掲載しています。

※URL：<http://www.oooooo>

4 人権に関する市民意識調査の結果について

1 調査の目的

京都市が人権尊重のまちづくりをより一層推進するに当たり、市民の人権に関する意識や関心、具体的な施策のニーズ、人権相談の現状など人権施策全般に関する状況等を把握し、今後の人権施策の推進に向け、より効果的な方策を検討するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

この調査結果は、令和元（2019）年度の京都市人権文化推進計画（計画期間：平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）の中間見直しの基礎資料として活用した。

2 調査方法

- (1) 調査対象：京都市内に居住する18歳以上の市民3,000人（外国籍市民を含む。）
- (2) 抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出（平成30（2018）年9月14日現在）
- (3) 調査方法：無記名、郵送配布・郵送回収による郵送調査法
（依頼に応じて外国語版（英語版、ハングル版、中国語版）、点字版の調査票を送付。）
- (4) 調査機関：平成30（2018）年11月1日～11月15日
- (5) 有効回答数：1,059件（有効回答率35.3%）

3 調査結果概要

(1) 人権課題についての意識

ア 人権課題への関心

- 「子どもに関わる問題」、「高齢者に関わる問題」の割合が40%を超えており、「女性に関わる問題」も38.1%と関心が高い。今回新たに追加した項目では、「働く人に関わる問題」の割合が38.9%、「LGBT等の性的少数者に関わる問題」が17.6%、「拉致被害者に関わる問題」が21.2%となっている。

イ 人権問題に関する法律などの認知度

- 各法律については、約6割の人が「どんな内容か知っている」、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」と回答しており、約3割の人が「知らなかった」と回答した。また、「世界人権宣言」については、約8割の人が「どんな内容か知っている」、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」と回答した。

- 人権問題について、自分に身近なことや関係が深いと考えることであれば興味関心を持っているが、そうでなければ関心が薄いと考えられる。

今後は、全ての人権問題を「自分ごと」として捉え、暮らしの中でお互いに尊重し合うことができるような意識の醸成が必要である。

(2) 人権教育・啓発

ア 人権に関する関心度

- 過去5年以内に人権に関する講演会や研修会に参加した回数については、「参加したことがない」の割合が最も高く84.2%となっている。
- 学校で人権教育を受けた頻度については、「よく受けた」と「ときどき受けた」を合

わせた“受けた”の割合が51.4%と高くなっている。

- 市民しんぶんの人権に関する記事や、人権総合情報誌を読む頻度については、「全く読まない」の割合が最も高く39.4%となっている。

イ 人権について理解を深めるために、役立つと思うもの

- 「学校での人権教育」の割合が最も高く74.5%となっている。次いで、「テレビやラジオ、新聞記事での啓発」が61.2%と高くなっている。

ウ 人権について理解を深めるために、京都市が実施する取組として必要があると思うもの

- 「学校や社会において人権教育を充実する」の割合が最も高く76.7%となっている。

- 学校等での教育が、人権意識の醸成のために重要だと考えている市民が多いと考えられる。今後は、人権教育を受けた人たちが講演会や研修会に参加し、継続的に人権に対して関心を持ち続けることができるような取組を検討していく必要がある。

(3) 人権保障

ア 結婚相手を考える際や住宅を選ぶ際に気になること

- 結婚相手を考える際に気になることでは、回答者自身、回答者の子どもの場合ともに、「国籍・民族」、「相手やその家族に障害があるかどうか」、「同和地区出身者かどうか」が2～3割程度「気になる」と回答している。
- 住宅を選ぶ際に気になることでは、「近くに低所得者など、生活困難者が多く住んでいる」や「近くに外国人の住民が多く住んでいる」、「近くに同和地区がある」について、2割程度の人が「気になる」と回答している。

イ 就職、家庭、学校、職場、社会においての人権保障

- 就職における場面で人権に関して同意する考え方については、「企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている」の割合が最も高く72.0%となっている。
- 家庭における場面で人権に関して同意する考え方については、「育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である」の割合が最も高く83.3%となっている。
- 学校における場面で人権に関して同意する考え方については、「学校はいじめの兆候をいち早く把握し、いじめの未然防止等に努める必要があり、軽微ないじめも見逃さず、解決しなければならない」の割合が最も高く76.9%となっている。
- 職場における場面で人権に関して同意する考え方については、「能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない」の割合が最も高く85.2%となっている。また、「仕事ができるのに、障害があることのみにより、仕事の内容が制限されてしまうのは許されない」、「育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない」の割合が70%以上となっている。
- 社会における場面で人権に関して同意する考え方については、「犯罪被害者や家族等は、犯罪による直接的被害だけでなく、執拗なマスコミ報道等による二次的な被害にも苦しんでいるため、社会全体で支える必要がある」の割合が最も高く72.1%となっている。

ウ インターネットに関する問題

- インターネット上の人権に関して同意する考え方については、「個人への誹謗中傷などは、一度インターネット上の電子掲示板等に掲載されれば、以後の回復は非常に困難となるので、罰則を強化すべきだ」の割合が最も高く 75.9%となっている。

エ 障害者に関する問題

- 障害者に関する問題についての設問では、不当な差別的取扱いの禁止※¹、については 31.8%、合理的配慮※²については 53.9%しか考え方が定着していないという結果になっている。

※1 不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。

※2 合理的配慮

様々な場面で、障害のある人から何らかの意思表示があった場合に、「社会的障壁」(バリア)を取り除くために必要となる配慮。

オ LGBT等の性的少数者に関する問題

- 性的少数者に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思うかについては、「差別的な言動をされること」の割合が最も高く 55.1%、次いで、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の割合が 54.3%、「就職・職場で不利な扱いを受けること」の割合が 42.3%となっている。また、「分からない」の割合が 16.6%となっている。

- 人権問題に関する現状については、人権意識が醸成されている部分もあるが、新たに出てきた問題や概念、考え方が定着していないことも分かった。今後は従来の啓発活動に加えて、これらの新しい問題や考え方についても、広く市民に知ってもらう必要がある。

(4) 人権相談・救済について

ア 人権侵害の経験と対応

- この5年間で人権侵害をされた経験については、「ある」の割合が 15.8%、「ない」の割合が 82.4%となっている。前回と比較すると「ある」が 5.5ポイント高くなっている。
- 人権侵害の内容については、「職場などにおけるいじめ、パワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど」の割合が最も高く 46.7%となっている。
- 人権侵害を受けた時の相談先については、「友人・知人」の割合が最も高く 34.7%となっている。
- 最も役に立った相談先については、「友人・知人」の割合が最も高く 18.2%となっている。

イ 人権擁護に関する制度の認知度

- 人権を守るための制度に関する設問では、法務局や人権擁護委員の相談を知らない人が多いという結果が出ており、行政や民間の窓口の認知度が高くなっている。

ウ 人権相談・救済に関して必要な取組

- 人権侵害に対する相談や救済に必要なだと思うことについては、「相談員の資質向上

や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する」の割合が最も高く54.9%となっている。次いで、「人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす」の割合が54.3%と高くなっている。

○ 人権が侵害されたと思う人は増加しており、一方、相談ができていない人は減少している。しかし、今後も公的な相談窓口などについて認知度を高めること、そして、そうした相談窓口へスムーズに相談できるように啓発を行い、人権侵害が起こったとしても、解決に向けて迅速に動けるような体制を作る必要がある。

(5) 分析

今後の啓発活動等の参考とするため、関連する設問や、設問と性別・年代別でクロス集計を行った。分析結果は、より効果的な事業の実施のための参考とする。

ア 年代別での関心のある人権課題の分野（分析1）

各人権課題（問1）と年代別で分析し、年代ごとに関心の高い人権課題の分野と、関心の低い人権課題の分野を抽出した。

10～30歳代、40～50歳代、60歳以上の3つで区分すると、10～30歳代が「働く人に関わる問題」、40～50歳代が「子どもに関わる問題」、60歳以上が「高齢者に関わる問題」に対して関心が高いことが分かった。これはそれぞれのライフステージと対応しており、自身の身近な問題に対して関心が高くなる傾向があると考えられる。

イ 人権に対する関心度と啓発手法（分析2）

人権に関する講演会や研修会の参加回数や市民しんぶん等への記事への関心に関する設問（問3）と、京都市が実施すべき啓発の取組に関する設問（問5）で分析し、人権に対する関心度別で効果的と考える啓発手法を把握する。

結果から、普段から講演会に参加する、人権に関する記事を読むなど、人権に対する関心度が高い人については、講演会や民間の支援など、人権意識を更に深めるための啓発手法を望んでいることが分かる。反対に、講演会に参加しない人や人権に関する記事を読まない人は、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、身近なツールを用いた啓発活動を望んでいることが分かる。また、学校で人権教育を受けている人については、ある程度の基礎知識を持っていることから、インターネットやSNSを使った啓発活動や、ワークショップなどの参加・体験型事業などを通じた啓発活動に関心が高くなっていることが考えられる。

ウ 性別と年代別による日常の場面での人権意識の差（分析3）

問8～問12の日常生活の中での人権意識を問う設問について、性別と年代別で分析し、性別と年代を絞ったうえで、人権意識の傾向を把握する。

就職における場面（問8）に関する設問では、「企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている」が、また、家庭での生活場面（問9）に関する設問では、「育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である」が全ての性別、年代別において最も高い割合となっているなど、基本的な考え方は全体の結果で見た場合と大きく変わることはなかった。

エ 人権を侵害された人の求める相談・支援（分析4）

人権侵害を受けたことがあるかを尋ねる設問（問16）と、実際に人権侵害を受けた

と回答した人がどのような相談窓口を利用しているのか、また、どのような支援を求めているのかという設問（問17）で分析し、人権を侵害された人の求める相談・支援を把握する。

人権侵害を受けたことがある人は、法務局や人権擁護委員についての認知度が人権侵害を受けたことがない人に比べると少し高くなっているが、それでも他の相談先よりは低い割合になっている。また、人権侵害を受けたことがある人は、「人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす」が高くなっている。反対に人権侵害を受けたことがない人は「相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する」も求めている。

5 人権をめぐるこれまでの動向

(1) 国内外の動向

昭和23（1948）年に国際連合において「世界人権宣言」が採択されて以降、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（昭和40（1965）年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（昭和54（1979）年）、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（平成元（1989）年）など、多くの条約が採択されてきた。また、そのほかにも「国際婦人年」、「国際障害者年」などの国際年や宣言等により、国際社会において平和と人権を確立するための数多くの取組が進められてきた。

平成6（1994）年には第49回国連総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、世界各国が人権教育の普及等に取り組むことなどを内容とする「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、以降も継続して取組が進められている。

また、平成27（2015）年には、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成された持続可能な開発目標（SDGs）が定められた。SDGsでは、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことが誓われており、人権尊重を基本理念としている。

我が国においては、昭和22（1947）年に施行された日本国憲法において、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」（第13条）、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」（第14条）とうたわれており、基本的人権の尊重が重要な柱となっている。この日本国憲法の下で、人権諸条約の締結とそれらの趣旨を踏まえた国内法の整備、また、「国際婦人年」や「国際児童年」などの数多くの国際年に取り組むなど、国際的な潮流を踏まえつつ、国政全般にわたり人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。

平成9（1997）年には「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として施行され、また「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画も策定された。

平成12（2000）年には、これまでの諸施策のより一層の推進を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき、平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された（平成23（2011）年一部変更）。これにより、人権教育・人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務とされた。

また、個別の人権課題については、「高齢者虐待防止法」（平成18（2006）年）、「いじめ防止対策推進法」（平成25（2013）年）、「児童虐待防止法」（平成19年（2007）年）、「性同一性障害者特例法」（平成20（2008）年）、「ホームレス自立支援法」（平成24（2012）年）、「配偶者暴力防止法」（平成25（2013）年）の改正、いわゆる人権三法と呼ばれる「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消法」の施行（平成28（2017）年）などの法整備が進められている。

(2) これまでの本市の取組

本市では、これまで人権に関わる施策を常に市政の重要施策として位置付け、人権尊重の理念の普及に努めるとともに、様々な人権問題の解決に向けた取組を積極的に進めてきた。

近年では、平成10（1998）年に「京都市人権文化推進会議」（副市長及び各局等の局長級職員等）、「人権行政推進主任」（各局等の庶務担当部長等）を設置し、全庁的な推進体制の下、人権施策の総合的な推進を図ってきた。

平成11（1999）年に策定した「京都市基本構想」に基づく「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」（平成22（2010）年策定）においては「すべてのひとの人権を尊重する人権文化の構築」を全市的な政策における基本方向の一つとして位置付けている。

人権教育・啓発については、平成11（1999）年に策定した「人権教育のための国連10年京都市行動計画」に基づき広報・啓発活動、学習機会の提供をはじめ、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための多彩な取組を推進してきた。

この計画期間終了後、基本計画に基づく人権施策に関する分野別計画として、初めて平成17（2005）年に「京都市人権文化推進計画」を策定し、教育・啓発、保障、相談・救済の3つ分野から人権施策を進めるとともに、学識経験者等による京都市人権文化推進懇話会を設置し、外部の視点から施策点検等を行っていただいている。平成27（2015）年には新たな「京都市人権文化推進計画」を策定した。

また、「第4次京都市男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」（平成23（2011）年）、「子どもと共に育む京都市民憲章」（平成19（2007）年）、「第7期京都市民長寿すこやかプラン」（平成30（2018）年）、「はぐくみ支えあうまち・京都はほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」（平成30（2018）年）など各分野別計画等の策定、推進により、各人権課題の社会的な背景や特質に応じた具体的施策を推進している。

これまでの取組により、市民の間に人権尊重の意識は定着しつつあり、また、人権問題の解決が図られつつあるものの、女性、子ども、高齢者、障害のある人、旧同和地区出身者、外国人・外国籍市民などに対する暴力、虐待、差別、社会参加の阻害など、依然として人権上の問題が解決されずに残っている。さらに、近年の少子化・高齢化の進行、外国人・外国籍市民の増加、情報通信技術（ICT）環境の急激な変化等により新たな人権上の問題が生じることも考えられることから、社会状況の変化に対応した戦略的な人権施策の推進が求められている。

(3) 各重要課題における動向

【女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり】

女性の地位向上と男女平等を目指した国際社会の取組は、昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機に大きく展開されてきた。平成7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議では「女性のエンパワーメント」をキーワードに、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」など12の重大問題領域において各国政府等が取り組むべき「北京行動綱領」が採択された。また、「北京行動綱領」の実施状況を評価し、今後に向けた取組を検討することを目的として、平成12（2000）年に「女性2000年会議」が開催され、「成果文書」が採択されている。

国においては、昭和50（1975）年の第1回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を受け、昭和52（1977）年に「国内行動計画」が、昭和62（1987）年には「西暦

2000年に向けての新国内行動計画」（平成3（1991）年改定）が策定されるなどの取組が進められてきた。また、平成8（1996）年には「男女共同参画2000年プラン」が策定され、このプランの下で、「男女雇用機会均等法」，「労働基準法」，「育児・介護休業法」などの改正による雇用分野における制度改正が実施（平成11（1999）年）されている。平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、5つの基本理念の達成に向けて、国、地方公共団体、国民の役割が定められた。さらに、「男女共同参画基本計画」を平成12（2000）年に策定するとともに、平成13（2001）年には内閣府に「男女共同参画局」を設置するなど、推進体制の強化を図っている。また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12（2000）年施行、平成25（2013）年改正法施行、平成29（2017）年改正法施行）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13（2001）年施行、平成16（2004）年、平成20（2008）年、平成25（2013）年改正法施行、平成26（2014）年一部改正法施行）と、女性に対する暴力を防止する法制度が整備されてきた。平成26（2014）年の一部改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となり、法律名も変更された。さらに、令和元（2019）年には、配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談所と児童相談所との連携強化等が盛り込まれ、これまで以上に関係機関との連携が求められている。平成27（2015）年には、「女性活躍推進法」（「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」），平成30（2018）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、更なる女性の活躍を後押しする法制度が整備された。平成29（2017）年には、刑法が改正され、これまで女性に限っていた強姦罪（法改正後の名称は強制性交等罪）の被害対象者が性別を問わない形になるなど、性犯罪規定が見直された。令和元（2019）年には多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するための「女性活躍推進法」の改正法、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化等を盛り込んだ「男女雇用機会均等法」等の改正法が成立した。

本市においては、昭和57（1982）年に「婦人問題解決のための京都市行動計画」を策定するとともに、同計画の取組期間が終了する平成4（1992）年には、「女性の働く権利の保障」や「家庭や社会のあらゆる分野への男女共同参画の促進」などの基本目標を掲げた「第2次京都市女性行動計画」を策定した。また、平成14（2002）年には、これまでの内容を充実、発展させた「きょうと男女共同参画推進プラン」（第3次京都市女性行動計画）を策定し、男女共同参画に係る総合的な取組の推進を図っている。さらに、平成15（2003）年には、市民や事業者とのパートナーシップの下、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するための新たな指針として「京都市男女共同参画推進条例」を制定した。

平成23（2011）年度からは「第4次京都市男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき、従来の男女共同参画を推進する取組を引き続き進めるほか、「DV対策の強化」と「仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進」を重点分野として位置付け、積極的な取組を進めている。

また、平成23年に開所した京都市DV相談支援センターでは、初期の相談から長期にわたる自立生活促進に向けた支援まで、女性被害者に対する継続的な支援に取り組んでいる。

改訂の視点

- ・ 近年、女性の就業率（15～64歳）が上昇し（約6割⇒約7割）、「M字カーブ」（女性の年齢階級別労働力率）も解消傾向にある一方で、女性の非正規雇用の割合は高く（56.1% 令和元年版 男女共同参画白書）、また、企業等における管理職等に占め

る女性の割合は依然として低い（部長級約 7%，課長級約 11%。令和元年版 男女共同参画白書）。

- ・ DV相談件数は、ここ数年全国で10万件を超えており、平成30年度の京都市DV相談支援センターにおける相談件数も5,788件と最多となっている。児童虐待との関連性についても指摘されており、引き続き様々な支援を、総合的かつ迅速に取り組む必要がある。

【子どもを共に育む社会づくり】

平成6（1994）年に批准された「児童の権利に関する条約」においては、子どもを単に保護・指導の対象としてのみ捉えるのではなく、基本的人権の享有主体として尊重するとともに、家庭や社会生活のあらゆる分野で、「子どもの最善の利益」が考慮されるべきこと等が宣言されている。

国においては、憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理や理念が示されてきた。近年の子どもを取り巻く状況から、「次世代育成支援対策推進法」の制定（平成15（2003）年）や関連法（児童福祉法、児童虐待防止法、児童手当法、育児・介護休業法）の改正、「子ども・若者育成支援推進法」、「いじめ防止対策推進法（平成25（2013）年）」が制定されている。

また、平成22（2010）年に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、次世代育成支援のための包括的・一元的な制度を構築することとされ、平成24（2012）年には、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法（子ども・子育て関連3法）が成立し、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27（2015）年4月から本格実施された。

本市では、子育て支援を市政の最重要施策の一つに位置付け、平成9（1997）年に「京（みやこ）・子どもいきいきプラン（京都市児童育成計画）」、平成17（2005）年に、新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」、平成22（2010）年に「京都市未来こどもプラン」を策定し、児童虐待防止対策や待機児童解消に向けた保育サービスの充実をはじめ、地域における子育て支援、ひとり親家庭への支援、母子保健・思春期保健、教育環境づくりなど、子育て支援の幅広い分野にわたり、総合的な取組を進めてきた。

平成24（2012）年度末には、京都市未来こどもプランに掲げる210の施策の全てに着手し、その後も更に取組を推進している。

また、平成19（2007）年に「子どもを共に育む京都市民憲章」を、平成23（2011）年には同憲章の実践の推進に関する条例を制定し、憲章の理念に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政など社会のあらゆる場において行動の輪を広げることを目指している。

平成26（2014）年度には、子育ての現状や市民ニーズを踏まえ、京都市未来こどもプランを引き継ぐ後継計画として、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間を計画期間とする「京都市未来こどもはぐくみプラン」を策定した。さらに令和元（2019）年度には、後継計画として、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とする、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」を策定した。

さらに、「いじめ防止対策推進法」の施行（平成25（2013）年）を受け、各校は「学

校いじめの防止等基本方針」を定め、本市ではより積極的にいじめの問題に取り組むため、平成26（2014）年10月に「京都市いじめの防止等に関する条例」を公布・施行し、また、平成27（2015）年1月には「京都市いじめの防止等取組指針」を策定のうえ、いじめを決して許さず、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境の実現に向け、市民ぐるみで取組を推進している。

改訂の視点

- ・ 平成30（2018）年に全国における児童相談所での児童虐待相談対応件数が過去最多（159,838件）、本市1,670件となったことや、学校等でのいじめの問題など、子どもの人権課題が深刻さを増している。
- ・ ひとり親家庭では、経済的な問題や、育児・家事等の負担から子育てに課題を抱えやすい状況にあり、きめ細かな支援が必要となる。また、貧困家庭の子ども・若者への支援などの取組を通じて、健やかな学び・育ちを保障していく必要がある。

【高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり】

昭和57（1982）年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、平成3（1991）年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌平成4（1992）年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促進するとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、平成11（1999）年を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

平成14（2002）年には、マドリードで開催された第2回高齢者問題世界会議において「高齢化に関するマドリード国際行動計画2002」が採択され、「すべての世代のための社会」の創造を推進することとされた。

国においては、平成7（1995）年に制定された高齢社会対策基本法に基づき、国際的な動向も踏まえつつ、平成12（2000）年度の介護保険制度の創設をはじめ各種の対策が講じられてきた。平成24（2012）年には、超高齢社会における目指すべき社会の在り方や基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針を示した新しい高齢社会対策大綱が閣議決定された。

また、高齢者等を中心に消費者トラブルが深刻化していることから、地域で高齢者等を見守るため「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」を組織することが可能となる改正消費者安全法が平成28（2016）年4月に施行された。

本市においては、平成12（2000）年に、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を「京都市民長寿すこやかプラン（京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画）」として一体的に策定し、3年ごとにプランを見直しつつ、高齢者福祉施策を総合的に推進してきた。

現行の「第7期プラン」は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までを計画期間としており、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、「第6期プラン」の取組を継承するとともに、既存事業を見直すことで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進、全ての世代の方が笑顔で健やかに過ごせる「世界一健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組を推進している。

改訂の視点

- ・ 団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年にかけて、本市におけるひとり暮らし高齢者世帯数は、平成27（2015）年の8万6千世帯から11万1千世帯へ、増加すると推計されている。また、本市における認知症高齢者数も、平成29（2017）年の6万4千人から9万3千人へ、増加すると推計されている。

【障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり】

国連は、昭和56（1981）年を「国際障害者年」とすることを決議し、各国において障害者福祉を増進するように提唱した。これを受けて、国においては、昭和57（1982）年に「障害者対策に関する長期計画」、平成7（1995）年に「障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）」を策定し、平成14（2002）年には新たな「障害者基本計画」と「重点施策実施5か年計画」を策定して、障害者福祉の取組を進めている。

平成16（2004）年には、障害者基本法が改正され、障害を理由とした差別をしてはならないことが明記され、さらに平成17（2005）年には、発達障害を定義し、発達障害のある方に対する生活全般にわたる支援の促進等を図る「発達障害者支援法」が施行された。また、平成18（2006）年の国連総会で障害のある方の権利及び尊厳を保護・促進することを目的とする「障害者権利条約」が採択され、平成19（2007）年には我が国も署名し、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議」において、批准のために必要となる国内の法整備や障害のある方に係る制度改革について検討が進められてきた。

その結果、平成23（2011）年に障害者総合支援法や障害者虐待防止法の制定など国内の法整備が順次進み、平成25（2013）年には、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、行政機関及び事業者等における障害を理由とする差別解消のための措置等を定めた「障害者差別解消法」が制定された（平成28年4月施行）。そして、平成26（2014）年1月には障害者権利条約の批准書を国連事務総長に寄託し、翌2月に国内において効力が生じた（条約締結国・地域数179（令和元（2019）年8月現在））。

その後も平成28（2016）年には、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行や発達障害者支援法の一部改正が行われ、平成30（2018）年には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正やギャンブル等依存症対策基本法の施行が行われた。さらに、平成30（2018）年10月に国がマラケシュ条約に批准したころから、令和元（2019）年6月には読書バリアフリー法が施行された。これを受け、本市においても平成28（2016）年4月に市議会議員の全会一致の上、手話言語条例が施行され、共生社会の実現に向け障害のある方に係る制度が充実してきたところである。

本市では、障害のある市民の社会への「完全参加と平等」の実現を図るために、昭和58（1983）年に「国際障害者年京都市行動計画」を策定し、平成4（1992）年には、同計画を継承・発展させた「国際障害者年第2次京都市行動計画」を策定するとともに、同計画の重点施策実施計画として、平成10（1998）年には、「京都市障害者いきいきプラン」を、平成11（1999）年には、「京都市こころのふれあいプラン」を策定し、これら計画の期間終了後の平成15（2003）年には、身体・知的・精神の3障害一体の計画として「京都市障害者施策推進プラン」を策定し、その後も、「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン（障害者施策推進プランの後期計画）」（平成20（2008）年）、「支えあうまち・京

都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画）」（平成25（2013）年）により、総合的かつ計画的な障害保健福祉施策を推進してきた。

現在は、平成22（2010）年に策定した「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」及び「各区基本計画」の分野別計画として、平成30（2018）年に新たに「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」を策定し、「障害のあるひともないひとも、すべての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する。」を基本方針に「お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり」、「地域で自立して生活できる仕組みづくり」、「安心して生活できる社会環境の整備」、「生きがいや働きがい持てるまちづくり」「障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実」、5つの施策目標を掲げ、福祉・保健・医療・教育・労働など様々な施策を総合的に推進し、障害があるひとが住み慣れた地域でこころ豊かに暮らすことができる社会の実現に向けた取組を進めることとしている。

また、学校教育においては、障害のある児童・生徒一人一人がその可能性を最大限に発揮し自立・社会参加できるよう、平成16（2004）年、市立全7校を障害種別の枠を超えた全国初の総合制・地域制の総合支援学校に再編するとともに、企業就職を目指す高等部職業学科を新設した。

高等部職業学科においては、企業就職を希望する生徒・保護者の希望に応えるため、順次、定員の拡大を図り、平成25（2013）年には定員数を設置当初の48名から92名に倍増している。卒業生の企業就職率は、100%近くに達しており、定着率も8割を超えている。

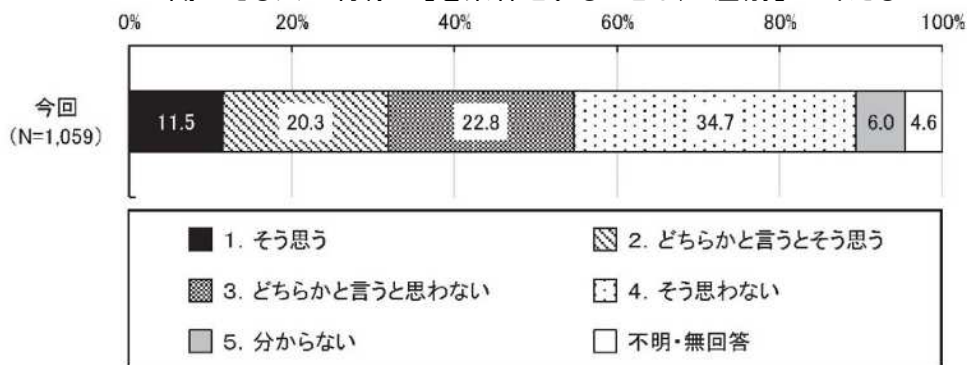
また、総合支援学校児童・生徒の増加に加え、呉竹総合支援学校については、老朽化が進み、再整備が必要となっているため、平成31（2019）年度には校舎等の全面建て替えに向けた基本計画を作成する等、教育環境の充実を図っている。

小・中・義務教育学校においては、一人でも希望があれば地域の学校に育成学級を設置するとともに、普通学級に在籍するLD等の発達障害のある子どもたちへの支援を充実させるため、LD等通級指導教室の設置及び増設や必要とする学校園全てに総合育成支援員を配置するなど指導体制の充実に取り組んでいる。

改訂の視点

- ・ 本市が実施した人権に関する市民意識調査（平成30年11月実施）の結果、「不当な差別的取扱い」について正しく理解している人の割合は約3割となっている。

（質問項目：）施設の管理者が、「安全の確保」を理由に、耳の不自由な人の利用には「聞こえる人の付添い」を条件とすることは、「差別」に当たる



<資料：京都市「人権に関する市民意識調査」（平成30年度）>

【ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組】

本市の同和対策事業は、大正８（１９１９）年、全国に先駆けて旧同和地区内に託児所を設置したことに始まる。本格的には、昭和２６（１９５１）年のオールロマンス事件を契機として、翌年に「今後における同和施策運営要綱」を策定し、同和問題の解決を本市の最重点課題の一つとして位置付け、市政全般にわたる取組を開始した。

国の同和対策事業は、昭和４０（１９６５）年の同和対策審議会答申を踏まえて施行された昭和４４（１９６９）年の「同和対策事業特別措置法」、昭和５７（１９８２）年の「地域改善対策特別措置法」、昭和６２（１９８７）年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）」によって、環境改善をはじめ教育、保健、福祉、就労、啓発等の施策が推進されてきた。

本市においては、昭和４４（１９６９）年、同和対策事業特別措置法が制定されたことを受けて、本市の各部局の取組方針を明記した「京都市同和対策長期計画」を策定し、同和対策事業の量的な拡大と質的な充実を図った。昭和６２（１９８７）年には、それまで実施してきた事業を総合的に点検し、同和問題の解決に至るまでの基本的指針として「同和問題の解決を目指す京都市総合計画（案）」を策定し、これに基づき、環境の改善、教育の充実、職業安定対策、隣保館を拠点とする各種施策及び市民啓発活動を基本５施策として取組を推進してきた。

その後、平成８（１９９６）年に、地対財特法期限後における同和問題の早期解決に向けた取組の在り方について、地域改善対策協議会から意見具申が出された。国においては、それを踏まえ、地域改善対策特定事業について、平成１４（２００２）年の地対財特法の失効に伴い全て終了し、以後は、旧同和地区以外の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられることになった。

本市においても、同和問題の解決に向けた長年の取組と旧同和地区住民、関係団体等の努力とが相まって、旧同和地区の住環境や住民の生活実態が大きく改善され、同和行政が大きな成果を挙げてきたことを踏まえ、地対財特法の期限である平成１３（２００１）年度末に特別施策としての同和対策事業を終結した。そして、同和問題を解決するうえで残された課題については、平成１４（２００２）年に策定した「特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組」に基づき、一般施策の実施により、課題の解決に取り組むこととした。

長年の同和問題の解決に向けた取組は、成果と共に負の側面を生み出してきたことも事実であり、そのことが、市民の間に同和行政に対する不信感を生み出し、同和問題の真の解決のための支障となっていたため、本市は、平成２０（２００８）年に「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」（以下、「総点検委員会」という。）を設置し、同和行政終結後の行政の在り方について総点検し、必要な改革、見直しを行うこととした。

総点検委員会においては、６つの検討項目（①自立促進援助金制度の見直し、②コミュニティセンターの在り方、③改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方、④崇仁地区における環境改善、⑤市立浴場等の地区施設の在り方、⑥市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方）のうち、同和奨学金と共に運用されてきた自立促進援助金制度について、平成２０（２００８）年、その廃止を求める中間報告を取りまとめ、さらに、平成２１（２００９）年、その他の５項目と今後の行政の在り方について、見直し・改善や行政の刷新を求める報告書を本市に提出した。

これらの報告書に基づき、本市では速やかな改革、見直しを行い、市民の信頼と理解のもとで、同和問題の解決に向けた取組を進めている。

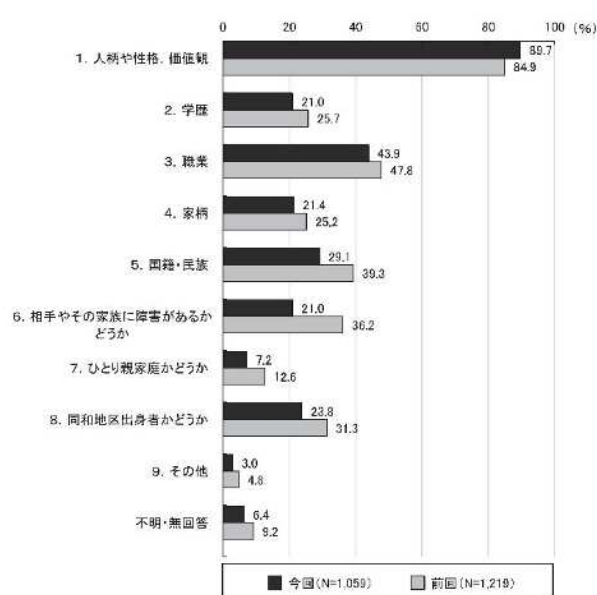
平成２８（２０１６）年１２月には、「部落差別解消法」が施行された。この法律は、「現在もなお部落差別は存在する」こと、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が

生じている」ことを踏まえ、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」としている。この法律に定められている「教育・啓発」や「相談体制」については、本市ではこれまでからも取組を進めてきているところであり、今後も市民との協働により、人権教育・啓発の取組を一層進めていく。

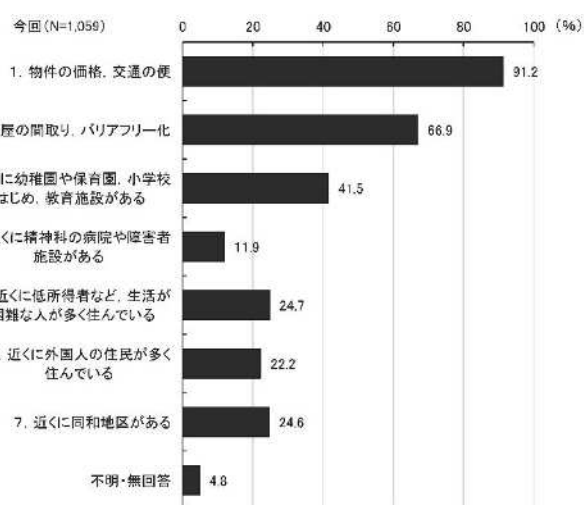
改訂の視点

- ・ 本市が実施した人権に関する市民意識調査（平成30年11月実施）の結果、住宅購入や結婚などの日常の生活場面において、「気になる」という人の回答が減少傾向ではあるものの、依然として2割を超えている。

（質問項目：）自身が、結婚相手を考える際に
気になること



（質問項目：）住宅を選ぶ際に気になること



<資料：京都市「人権に関する市民意識調査」(平成30年度)>

【多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重】

昭和23（1948）年に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言」が国連総会で採択されたのを受け、「国際人権規約」をはじめ、「難民条約」、「女子差別撤廃条約」、「人種差別撤廃条約」、「移住労働者条約」などの人権に関する条約が国連において採択された。

我が国においても、昭和54（1979）年に「国際人権規約」を批准した。昭和56（1981）年には「難民条約」を批准し、これに伴い、国民年金法や児童扶養手当法等の社会保障関係法令から国籍要件を撤廃するなどの法整備が行われた。昭和55（1980）年には「女子差別撤廃条約」に署名した後、昭和59（1984）年に国籍法を改定し、従来の父系血統主義から父母両系主義に改めた。平成7（1995）年には、「人種差別撤廃条約」に加入した。

また、平成12（2000）年には外国人登録法の改正により指紋押捺制度の全廃などが実

現し、平成16（2004）年には、学校教育法施行規則の改正により、外国人学校（一部を除く。）卒業生への大学入学資格が付与されるなど、在住外国人の法的地位と権利擁護のための法整備が行われている。平成28（2016）年6月には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されない」と宣言し、「不当な差別的言動のない社会の実現」に向け、地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた「教育及び啓発」や「相談体制の整備」等を行うことを定めた、「ヘイトスピーチ解消法」が施行された。

平成31（2019）年4月に、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、「改正入管法（入国管理及び難民認定法）」が施行され、今後外国籍市民の増加が予想されるところである。

本市では、平成9（1997）年に「京都市国際化推進大綱」を策定し、本市に暮らす外国籍の人々を国籍の異なる市民であるという意味で、「外国籍市民」と位置付け、全ての人々の人権を尊重し、「共に生きる社会」を築くことを基本的な考えとして示した。平成10（1998）年には、外国籍市民の市政への参加を促進することを目的に、外国籍市民に関する諸問題について調査・審議し、本市が取り組むべき課題などについて意見を求める機関として「京都市外国籍市民施策懇話会」を設置した。現在は、地域における多文化共生の推進に関する事項について調査し、審議する機関として「京都市多文化施策審議会」を設置している。

平成13（2001）年には、本市一般職の採用に係る国籍要件を緩和し、平成16（2004）年度からは医療通訳派遣事業、平成19（2007）年度からは外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業を実施するなど、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めている。

平成20（2008）年度には、大綱策定から10年が経過し、新しく市内に居住する外国人の増加等、本市の国際化を取り巻く環境が変化していることから、こうした変化に適切に対応するため、国際化の新たな指針となる「京都市国際化推進プラン」を策定した。同プランが計画期間（平成20（2008）年度～平成29（2017）年度）の中間点を迎えたことから、プラン策定後の社会状況の変化等を踏まえて中間見直しを行い、平成26（2014）年3月に改訂版を策定した。

また、その後、平成28（2016）年に京都市国際化推進プラン点検委員会の提言を受け、京都市基本計画の計画期間である令和3（2021）年3月まで同プランを継続し、国際化の推進に向け、取組を進めている。

学校教育においては、昭和56（1981）年から「外国人教育の基本方針（試案）」に基づいて実践を進め、10年余の取組の成果と課題を踏まえ平成4（1992）年に策定した「京都市立学校外国人教育方針」の下、全ての児童・生徒が国や民族の違いを認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を養うことを目指した取組を進めている。平成21（2009）年には、日本国籍を持つ「韓国・朝鮮にルーツを持つ児童・生徒」をはじめ、中国・アジアなどからの新たな渡日外国人や外国にルーツを持つ児童・生徒の増加などの状況を踏まえ、「外国人教育の充実に向けた取組の推進について」を、学校・園に通知し、取組の充実を図っている。

また、平成28（2016）年6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたことを受け、本市では平成30（2018）年6月に「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」を策定し、同年7月に施行した。

【安心して働き続けられる職場づくり】

近年、企業には、社会や環境に与える影響が大きいことから、「企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility= CSR）」を率先して果たすべきであるという考え方が広まっている。

企業の社会的責任（CSR）の一環として、企業が人権や労働環境に関して、例えば、従業員に対しては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、採用や人事評価での公正性、機会均等の保障やハラスメントの防止の徹底など、気持ち良く、安心して働き続けられる職場づくりを行っていくことが求められている。

ワーク・ライフ・バランスについて、国において平成19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、その中で、「企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む」とされている。

ワーク・ライフ・バランスについて、様々な取組を行う企業が徐々に増加していく中、国においては、憲章・行動指針策定後の施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、平成22（2010）年に政労使トップによる新たな合意が結ばれ、「国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む」とされた。さらに、平成29（2017）年3月に策定された「働き方改革実行計画」に基づき、平成30（2018）年6月に労働時間法制の見直しや、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等を盛り込んだ働き方改革関連法が成立し、平成31（2019）年4月から順次適用開始されている。

また、令和元（2019）年に、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法等の改正が行われ、これまで法的規制のなかったパワーハラスメント防止対策が明記されたほか、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの防止対策強化等が図られた。

京都市においては、平成22（2010）年に策定した「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」において、目指すべき京都の未来像の一つの柱として、人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都」を掲げ、この未来像を実現するために「真のワーク・ライフ・バランス戦略」を11の重点戦略の一つとして掲げた。そして、この「京プラン」の実効性を確保するために、京都発の新しい考え方である「真のワーク・ライフ・バランス」の提案と、これを推進しようとする市民、団体、企業への支援策をまとめた「『真のワーク・ライフ・バランス』推進計画」を平成24（2012）年に策定し、市民や企業等の取組を支援している（平成29（2017）年3月に改訂）。

パワーハラスメントをはじめとする職場における嫌がらせについては、労働局における「労働局長の助言・指導制度」等により解決が図られるケースもあるが、近年、京都労働局への相談件数について増加傾向が続いている状況にある。

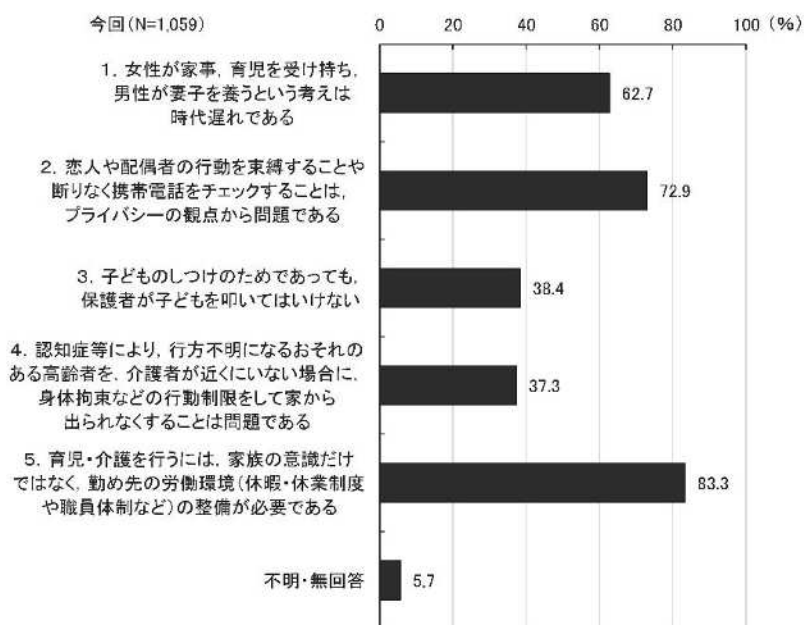
本市においては企業向け人権啓発講座による企業への啓発等の中で、パワーハラスメントをはじめとする職場における嫌がらせの防止に取り組んでいる。

改訂の視点

- ・ 介護・看護を理由とした離職者は全国で約10万人（平成30年度）にのぼり、介護をしながら働いている者は、平成25年度から平成29年度までの5年間で約55万人増加している。
- ・ 生産年齢人口の減少やテクノロジーの進化、人生100年時代の到来を背景として、「長時間労働」の是正や「正規雇用と非正規雇用の待遇差」の是正が課題となっている。

- ・ 本市が実施した人権に関する市民意識調査（平成30年11月実施）の結果，育児・介護のために労働環境の整備が必要と考える人は8割を超えている。

（質問項目：）家庭での生活場面について，そうだと思うものに○を付けてください。



<資料：京都市「人権に関する市民意識調査」(平成30年度)>

【感染症患者等の人権尊重】

（H I V陽性者，エイズ患者等）

昭和63（1988）年，WHOは世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として，12月1日を“World AIDS Day”（世界エイズデー）と定め，エイズに関する啓発活動等の実施を提唱した。平成8（1996）年から，WHOに代わって，国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承している。

本市では正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発の推進を図るため，平成7（1995）年に「京都市エイズ対策基本方針」を策定し，平成25（2013）年にこれを改定するなど，エイズに関する正しい知識等についての普及活動を積極的に推進し，エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消に努めている。

（ハンセン病患者・元患者）

ハンセン病の原因となるらい菌は非常に感染力が弱く，感染しても発病することは極めてまれであり，現在，国内ではほとんど新規患者の発生はない。また，万一ハンセン病を発病しても，治療法が確立されており，早期発見と適切な治療により根治可能な病気となっている。

にもかかわらず，ハンセン病患者・元患者等は，発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われるとともに，平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで，同法に基づく隔離政策により，地域社会において平穏に生活することが妨げられ，身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限，差別等を受けることを余儀なくされてきた。「らい予防法」の廃止後にも，誤った認識や偏見が存在していたことから，このような偏

見や差別の解消を更に推し進めるため、平成21（2009）年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行された。

令和元（2019）年6月28日には、熊本地方裁判所において、ハンセン病患者家族による国家賠償請求を一部認める判決が出され、国は同年7月12日に控訴を行わないこととし、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）を公表した。同談話において、政府は、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むこととされた。

【犯罪被害者等の人権尊重】

犯罪被害者等の施策については、昭和55（1980）年に制定された犯罪被害者給付金支給法による犯罪被害者支援制度、平成8（1996）年に制定された犯罪者対策要綱に基づく警察における総合的な被害者対策、平成11（1999）年に検察庁に導入された被害者等通知制度、平成12（2000）年に制定されたいわゆる犯罪被害者保護二法による刑事手続における犯罪被害者の保護等、各省庁においてそれぞれ進められてきた。

平成16（2004）年に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に犯罪被害者等基本法が制定され、我が国の犯罪被害者等施策は、新たな段階に進んだ。その後、平成17（2005）年に犯罪被害者等基本計画が策定され、犯罪被害者等及びその支援に携わる関係者の要望に基づく具体的な施策の実現を図る内容となった。

さらに、平成23（2011）年には、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会を目指して第2次犯罪被害者等基本計画が、平成28（2016）年4月には第3次犯罪被害者等基本計画（計画期間：平成28（2016）年度から令和2（2020）年度まで）が策定された。

本市では、「京都市生活安全条例」（平成11（1999）年施行）に基づく「京都市生活安全基本計画」の中に被害者支援を位置付け、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターへの支援や、京都府犯罪被害者支援連絡協議会及び京都府犯罪被害者サポートチームへの参画等を実施してきた。

平成23（2011）年に市民に最も身近な自治体として、より踏み込んだ総合的な支援を実施するため、犯罪被害者等の支援に特化した「京都市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者やその家族・遺族が受けた被害の回復・軽減のための支援及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指している。

【刑を終えて更生を目指す人】

国における刑法犯の認知件数は平成8（1996）年以降毎年戦後最多を記録し、平成14（2002）年にピークを迎えた。これを受け、国においては、国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15（2003）年に犯罪対策閣僚会議を設置し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組が進められてきた。他方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18（2006）年をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、再犯者率は一貫して上昇し続けている。

そのような中、平成28（2016）年12月、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、同月に施行された。平成29（2017）年12月には、同法に基づき、「再犯防止推進計画」が

策定され、官民一体となった再犯防止対策が進められている。

本市においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、令和2（2020）年度末を目途に「京都市再犯防止推進計画（仮称）」を策定し、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、支えることにより、社会復帰を促進する取組を推進することとしており、こうした取組を通して、安心安全な社会の実現を目指している。

【ホームレスの人権尊重と自立支援】

ホームレスとは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。平成31（2019）年1月に国により実施された調査によると、全国1,741市区町村におけるホームレスの数は4,555人であり、本市においても40人が確認されている。これは政令指定都市（東京都23区を含む）の中で、8番目に多い状況となっている。

国においては、平成14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、平成15（2003）年、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定された。その後、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が平成24年以降5年間延長されるとともに、平成25（2013）年には「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の見直しが行われた。

本市においては、平成16（2004）年に、「京都市ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、自立に向けた支援等を積極的に推進してきた。その後、平成21（2009）年に「第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画」、平成28（2016）年に「第3期京都市ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、引き続き、自立支援施策の推進に取り組んでいる。

【高度情報化社会における人権尊重】

高度情報化社会の急速な進展により、手軽で便利なメディアとしてインターネットや電子メールが普及している。その反面、その匿名性や情報発信の容易さなどを悪用した、他人の誹謗中傷や、プライバシーに関わる情報の無断掲示、差別的な書込みなどの人権侵害が発生している。

国においては、平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任法）」が施行され、発信者の情報開示や被害者からの削除要請が認められた。

さらに、平成21（2009）年には、「青少年インターネット環境整備法」が施行され、青少年のインターネット利用環境の整備推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「青少年インターネット環境整備基本計画」が策定された。

平成24（2012）年には、第2次基本計画が策定され、①青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進、②青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、③青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援、④その他の施策・推進体制等を柱にして、国・地方公共団体・事業者及び民間団体等での取組が進められている。

また、個人情報の保護に関しては、国において、平成15（2003）年に個人情報の適正な取扱いを図ることを目的に、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等や国及び地方公共団体の責務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」が制定されている。

本市においては、個人情報の総合的な保護制度を確立するため、平成５（１９９３）年に「京都市個人情報保護条例」を制定し、その後、個人情報保護制度を取り巻く環境の大きな変化に的確に対応し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨も考慮しつつ、個人情報の利用停止を請求する権利の保障、職員等に対する罰則の新設などを柱とした条例改正を行い、平成１７（２００５）年から施行した。

現在、インターネットの利点や危険性、個人情報の適切な取扱いや個人のプライバシーを守ることの重要性、情報の収集・発信における責任やモラル等について、市民ボランティアである「情報モラル市民インストラクター」を活用し、保護者や市民向けに啓発を行う「情報モラル講座」や、小中学生に向けた授業プログラムを開発して、平成２９（２０１７）年から本格的に実施を進めている「情報モラル教室」など、正しい理解と認識を広げるための取組を推進している。

【ＬＧＢＴ等の性的少数者の人権尊重】

世界保健機関（ＷＨＯ）は平成２（１９９０）年、「国際障害疾病分類」からそれまで記載されていた同性愛の項目を、治療対象となる「障害」ではないとして削除した。

平成２３（２０１１）年には、国連人権理事会が「人権、性的指向及び性自認」決議を採択した。同理事会は、性的指向と性自認を理由とする個人への暴力と差別に重大な懸念を表明しており、国連人権高等弁務官にこの問題について調査・報告を求めた。更に、平成２６（２０１４）年にも、国連人権高等弁務官に報告書の最新版を作成するよう求める「人権、性的指向及び性自認」決議を採択している。

平成２６（２０１４）年１２月には、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が加えられた。

日本国内においては、平成１４（２００２）年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」で、性的少数者の人権について、「その他」の人権課題の中で「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」として取上げ、人権教育・啓発の取組が必要であるとした。

平成１６（２００４）年には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害のある方々のうち一定の条件を満たす方が、家庭裁判所の審判を経て法令上の性別の取扱いを、自分の性であると認識している性に合致するものに変更することが認められた。

近年では、文部科学省が、平成２７（２０１５）年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」（教育委員会等宛通知文書）を、平成２８（２０１６）年に、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」を発出している。

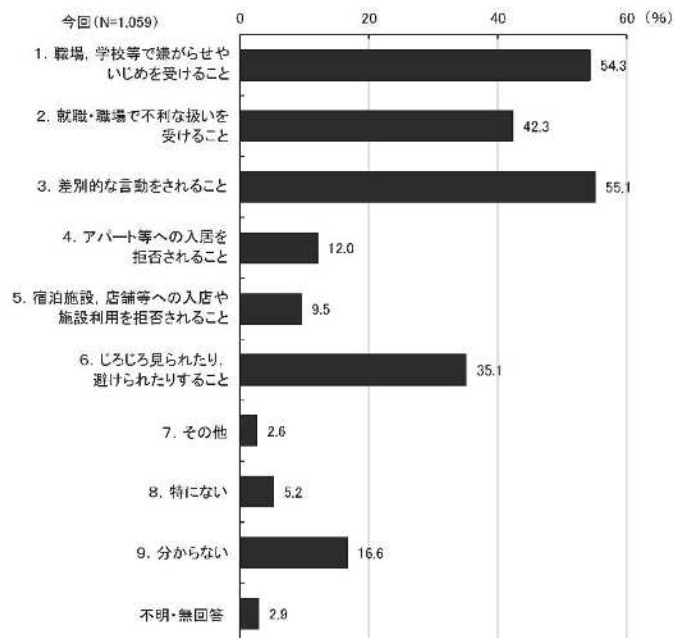
また、平成２９年（２０１７）に「改正・男女雇用機会均等法」が施行されたことにより、厚生労働省が所管する、いわゆるセクハラ指針が見直され、被害を受けた方の性的指向又は性自認にかかわらず、指針の対象となることが明確化された。

本市においては、平成１１（１９９９）年３月に策定された「人権教育のための国連１０年京都市行動計画」において、社会における多様な人権問題として「同性愛者に対する偏見等」を掲げ、取組を進めてきた。平成１７（２００５）年度からの１０年間を計画期間とする「京都市人権文化推進計画」においては、様々な課題の一つとして、性同一性障害者や同性愛者に対する偏見や差別を、平成２７（２０１５）年からの１０年間を計画期間とする現計画においても、引き続きＬＧＢＴ等の性的少数者に対する偏見や差別を重要課題として掲載し、これらの偏見や差別の解消に向け、各種教育・啓発の取組を進めている。

改訂の視点

- ・ 全国においてL G B T等の性的少数者に対する関心が高まり、理解の促進と社会参加に向けての様々な取組が広がってきている。
- ・ 本市が実施した人権に関する市民意識調査（平成30年11月実施）において、L G B T等の性的少数者に関して、現在どのような人権問題が起きていると思うかという設問では、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の割合が5割を超えている。一方で「特にない」、「分からない」と答えた人が合わせて2割を超える。

（質問項目：）LGBT等の性的少数者（セクシュアルマイノリティ）に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。当てはまるものに○を付けてください。（○は3つまで）



<資料：京都市「人権に関する市民意識調査」(平成30年度)>

京都市人権文化推進計画【改訂版】

[発行]令和2年3月

京都市 文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進担当

TEL: 075-366-0322 FAX: 075-366-0139

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル8階



京都市
CITY OF KYOTO



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

（京都市印刷物〇〇〇〇〇〇号）

